

調整方針(案)一覧 (使用料、手数料等の取扱い)

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
行政界証明手数料	行政界を確認した箇所について、証明書交付申請が提出された場合、小田原市手数料条例第24条第3項の規定に基づき、手数料を徴収する。	行政界を確認した箇所について、証明書交付申請が提出された場合、南足柄市手数料条例第2条の規定により、手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円(A3用紙まで) 600円(A3用紙を超えるもの) 【減免】 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合、官公署から公務上請求があった場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。	類似団体と比較しても同様で、制度が簡素であるため。	簡素な制度で効率的な運用ができる。	用紙の大きさに関わらず手数料が一律だが、件数は多くないため歳入の増減はほとんどないと見込まれる。	021014
行政不服審査法等に基づく謄写の手数料		行政不服審査法等に基づき審理員、行政不服審査会等に提出された書類等の写し等を交付する際に手数料を徴収する。		【手数料】(1件につき) 10円(片面) カラーの場合50円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用し、手数料化はしない。	情報公開制度等と同様に、謄写の実費負担として手数料化しない。	簡便な手続きが図れる。	現行の小田原市の例では、減免規定がない。実費負担は、原則謄写代であり、大きな負担になるとは考えていないが、今後の実績を踏まえ、減免規定に相当する規定の整備を検討する。	021023
普通財産の貸付	普通財産の貸付に伴う料金を徴収する。	普通財産の貸付に伴う料金を徴収する。	【貸付料】 土地 近傍類似の土地の固定資産税評価額(㎡)×5/1000×貸付面積 建物 近傍類似の建物の固定資産税評価額(㎡)×8/1000×貸付面積に、貸付面積にかかる建物敷地について土地の貸付額計算に基づき算定した額を加えた額 土地・建物以外 適正な時価に準じて算定した額 電柱・水管等 道路占用料徴収条例に準じた単価 【減免】 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。 (1)他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2)地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。	【貸付料】 土地 駐車場として貸付をしている場所は近隣駐車場の月額料金を参考に決定している。その他の場合は不動産鑑定を元に賃借料を決定している。 建物 事例なし 【減免】 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。 (1)他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2)地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けたものが、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。	小田原市の事務処理方式を適用する。	貸付件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用する。ただし、南足柄市分については、合併後3年間で段階的に小田原市の制度に合わせる。	貸付件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用することで、混乱が少ない。	南足柄市分は増額となるため、現契約者については、周知・説明を十分に行う。	022022
行政財産目的外使用料	行政財産の目的外使用に伴う料金を徴収する。	行政財産の目的外使用に伴う料金を徴収する。	【使用料】(月額) 土地 近傍類似の土地の固定資産税評価額(㎡)×4/1000×使用面積 建物 近傍類似の建物の固定資産税評価額(㎡)×7/1000×使用面積に、使用面積にかかる建物敷地について土地の使用額計算に基づき算定した額を加えた額 土地・建物以外 適正な時価に準じて算定した額 電柱・水管等 道路占用料徴収条例に準じた単価 【減免】 公用若しくは公共用又は公益事業のため当該財産を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。	【使用料】(年額) 土地 近傍類似の土地の都市計画税課税標準額(㎡)×4/100×使用面積 建物 本庁舎の必要経費/本庁舎の床面積×占有床面積 使用部分に係る建物の価格×(7/100)×(使用許可日数/365)+当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について第1号の規定を準用して算定した額×(使用部分に係る建物の面積/当該建物の延べ面積) 電柱等 道路占用料徴収条例に準じた単価 自動販売機 規則で定める額×使用部分に係る建物の面積×(使用許可日数/365) 【減免】 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するとき。 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 上記に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。	小田原市の事務処理方式を適用する。	使用許可の件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用する。ただし、南足柄市分については、合併後3年間で段階的に小田原市の制度に合わせる。	使用許可の件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用することで、混乱が少ない。	南足柄市分は増額となるため、現契約者については、周知・説明を十分に行う。	022022
工事施工証明手数料	小田原市発注の工事等において、受注業者から工事等の施工及び完成に係る証明の請求があった場合、証明書を発行し、手数料を徴収する。		【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市だけの事業であるが、定例的ではなく、年1回程度、他自治体の工事契約の締結に際して、業者から証明書を求められることが今後も想定されるときも、事業として残しておいても、事務的な労力が極めて少ないため、合併後の市に引き継ぐことは問題ないと判断した。	特になし	特になし	023003
原動機付自転車標識亡失弁償金	原動機付自転車の標識の亡失等に対する弁償金	原動機付自転車の標識の亡失等に対する弁償金	【手数料】(1件につき) 500円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 500円 【減免】なし	現行どおりとする。	弁償金の額、対象、減免規定が両市とも同水準で実施しており、類似団体と比較しても概ね同水準であるため。	特になし	特になし	028012

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
原動機付自転車試乗標識交付手数料	商品である原動機付自転車を販売、交換又は車体試験を行うため、その販売業者が自ら試乗し、又は他人に試乗させるときに必要となる試乗標識の交付に係る手数料		【手数料】(1件につき) 500円 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	同水準で事業を継続し、合併後の市の原動機付自転車販売業者の利便を図るため。	南足柄地域の原動機付自転車販売業者が原動機付自転車試乗標識を利用できるようになり、手数料の増収が見込まれる。	特になし	028013
自動車臨時運行許可事務に関する手数料	道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行許可の申請(仮ナンバーの申請)に対する審査手数料	道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行許可の申請(仮ナンバーの申請)に対する審査手数料	【手数料】(1件につき) 750円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 750円 【減免】なし	現行どおりとする。	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、手数料の金額が規定されているため。	特になし	特になし	028014
租税及び公課等の証明等に関する手数料	証明書(評価・公課・納税・所得・課税(非課税)・住宅用家屋・家屋滅失・事業・地籍図・旧地籍図・大絵図)の発行にかかる手数料	証明書(評価・公課・納税・所得・課税(非課税)・住宅用家屋・家屋滅失・営業)の発行にかかる手数料	【手数料】 評価・公課・公租公課 300円(2筆2棟まで) 1筆1棟増すごとに100円加算  納税証明(1件につき) 300円 軽自動車納税 無料 所得・課税・非課税(1件につき) 300円 事業(1件につき) 300円 地籍図・旧地籍図・大絵図(1件につき) 300円 家屋滅失(1件につき) 300円 住宅用家屋(1件につき) 1,300円 【減免】なし	【手数料】 評価 300円(2筆2棟まで) 2筆2棟増すごとに300円加算 公課(1件につき) 300円 納税証明(1件につき) 300円 車検用軽自動車納税証明 無料 所得・課税・非課税(1件につき) 300円 事業(1件につき) 300円  家屋滅失(1件につき) 300円 住宅用家屋(1件につき) 1,300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内16市の証明手数料は、ほぼ全市が同一の手数料設定であるため。また、評価証明の筆数による手数料のカウント方法は、納税者にとって分かりやすく、事務の効率化の観点からも、小田原市の算定方法を適用する。	特になし	特になし	028015
閲覧及び公文書の写しの交付手数料	地籍図、旧地籍図、大絵図、法典の閲覧及び地籍図、旧地籍図、大絵図の写しを発行する際にかかる手数料	公図・旧公図・大絵図・土地台帳・家屋台帳 / 名寄帳の閲覧、写しの発行にかかる手数料	【手数料】 (閲覧)(1件につき) 地籍図・旧地籍図・大絵図・法典 200円 (写し発行)(1件につき) 名寄帳 200円 地籍図・旧地籍図・大絵図 200円、カラー300円、マイラー800円 【減免】なし	【手数料】 (閲覧、写し発行とも同額)(1件につき) 公図・旧公図・大絵図 300円 土地台帳・家屋台帳 300円 名寄帳 300円 【減免】なし	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市についても平成29年4月から南足柄市と同一の料金形態となるため。現在持っている公文書の閲覧は引き続き行う。	現在と同じサービスを提供できる。手数料に関しては、増減はないと思われる。	特になし	028018
自動車臨時運行許可番号標亡失弁償金	自動車の臨時運行許可番号標(仮ナンバー)の亡失等に対する弁償金	自動車の臨時運行許可番号標(仮ナンバー)の亡失等に対する弁償金	【手数料】(1組につき) 1,000円 【減免】なし	【手数料】(1組につき) 1,000円 【減免】なし	現行どおりとする。	類似団体より単価の設定が若干低い。両市の水準が同一であるため。	特になし	特になし	028020

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
戸籍法に基づく事務に関する手数料	戸籍法に基づく事務に関する手数料 戸籍法に基づく事務に関する手数料の免除	戸籍法に基づく事務に関する手数料 戸籍法に基づく事務に関する手数料の免除	<p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本・抄本(1通につき) 450円</li> <li>戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書(1通につき) 450円</li> <li>戸籍記載事項証明書(1件につき) 350円</li> <li>除籍・改製原戸籍謄本・抄本(1通につき) 750円</li> <li>除籍全部事項証明書・除籍個人事項証明書(1通につき) 750円</li> <li>除籍記載事項証明書(1件につき) 450円</li> <li>届出・申請の受理証明書(1通につき) 350円</li> <li>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円</li> <li>届書記載事項証明書(1件につき) 350円</li> <li>届書閲覧(1件につき) 350円</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国又は地方公共団体が必要とするもの。</li> <li>法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。</li> <li>法令の規定において、条例の定めるところにより無料で取り扱うことができることとされているもの。</li> <li>市長が特に必要と認めるもの。</li> </ul>	<p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本・抄本(1通につき) 450円</li> <li>戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書(1通につき) 450円</li> <li>戸籍記載事項証明書(1件につき) 350円</li> <li>除籍・改製原戸籍謄本・抄本(1通につき) 750円</li> <li>除籍全部事項証明書・除籍個人事項証明書(1通につき) 750円</li> <li>除籍記載事項証明書(1件につき) 450円</li> <li>届出・申請の受理証明書(1通につき) 350円</li> <li>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円</li> <li>届書記載事項証明書(1件につき) 350円</li> <li>届書閲覧(1件につき) 350円</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国又は地方公共団体が必要とするもの。</li> <li>法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。</li> <li>法令の規定において、条例の定めるところにより無料で取り扱うことができることとされているもの。</li> <li>市長が特に必要と認めるもの。</li> </ul>	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし	031006
住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料	住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料 住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料の免除	住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料 住民基本台帳法に基づく事務に関する手数料の免除	<p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し(1世帯につき) 300円</li> <li>戸籍の附票の写し(1戸籍につき) 300円</li> <li>住民票の記載事項に関する証明(1件につき) 300円</li> <li>住民票の写し又は戸籍の附票の写しの記載事項に変更がないことの証明(1件につき) 300円</li> <li>住民基本台帳の一部の写しの閲覧(1世帯につき) 300円</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。</li> <li>生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。</li> <li>法令の規定により取り扱うもの。</li> <li>国又は地方公共団体が必要とするもの。</li> <li>市長が特に必要と認めるもの。</li> </ul>	<p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し(1世帯につき) 300円</li> <li>戸籍の附票の写し(1戸籍につき) 300円</li> <li>住民票の記載事項に関する証明(1件につき) 300円</li> <li>住民票の写し又は戸籍の附票の写しの記載事項に変更がないことの証明(1件につき) 300円</li> <li>住民基本台帳の一部の写しの閲覧(1世帯につき) 300円</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。</li> <li>生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。</li> <li>法令の規定により取り扱うもの。</li> <li>国又は地方公共団体が必要とするもの。</li> <li>市長が特に必要と認めるもの。</li> </ul>	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし	031007
印鑑に関する事務手数料	印鑑に関する事務手数料 印鑑に関する事務手数料の免除	印鑑に関する事務手数料 印鑑に関する事務手数料の免除	<p>【手数料】(1件につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証明書 300円</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。</li> <li>生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。</li> <li>法令の規定により取り扱うもの。</li> <li>国又は地方公共団体が必要とするもの。</li> <li>市長が特に必要と認めるもの。</li> </ul>	<p>【手数料】(1件につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証明書 300円</li> <li>印鑑登録証の再交付 300円</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。</li> <li>生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。</li> <li>法令の規定により取り扱うもの。</li> <li>国又は地方公共団体が必要とするもの。</li> <li>市長が特に必要と認めるもの。</li> </ul>	南足柄市の事務処理方式を適用する。	印鑑登録証の再交付手数料については、受益者負担とする。類似団体では、平塚市が同様の取扱いである。	南足柄市民は、現行どおりで混乱しない。 小田原市分の再交付手数料収入の増額が見込まれる。	小田原市民は、新たな受益者負担が生じ、混乱が予想されるが、住民周知を徹底する。	031008

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
諸証明手数料	諸々の事務に関する手数料 諸々の事務に関する手数料の免除	諸々の事務に関する手数料 諸々の事務に関する手数料の免除	【手数料】(1件につき) 身分証明 300円 独身証明 300円 不在籍不在住証明 300円 廃棄済証明 300円 年金現況証明 300円 公的年金現況証明は無料 住居表示変更証明 無料 出産育児一時金証明 無料 転出証明書 無料 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】(1件につき) 身分証明 300円 独身証明 300円 不在籍不在住証明 300円 廃棄済証明 300円 年金現況証明 300円 公的年金現況証明は無料 住居表示変更証明 無料 出産育児一時金証明 無料 転出証明書 無料 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし	031009
個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料	個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料 個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料の免除	個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料 個人番号カード・個人番号の通知カードの再交付手数料の免除	【手数料】(1枚につき) 個人番号カードの再交付 800円 個人番号の通知カードの再交付 500円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	【手数料】(1枚につき) 個人番号カードの再交付 800円 個人番号の通知カードの再交付 500円 【減免】 ・本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの。 ・生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの。 ・法令の規定により取り扱うもの。 ・国又は地方公共団体が必要とするもの。 ・市長が特に必要と認めるもの。	現行どおりとする。	両市及び類似団体は同額であり、現行の手数料は適正であるため。	特になし	特になし	031010
放置自転車等移動保管料	東町自転車等保管場所にて保管している、市内に放置された自転車等を所有者が引き取る際、移動及び保管に要した費用(放置自転車等移動保管料)を支払っていただくもの。		【手数料】(1台につき) 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 【減免】 盗難にあった自転車等が移動された場合は免除		小田原市の事務処理方式を適用する。	受益者負担の考え方から、小田原市のみの規定を、現行のまま引き継ぐこととする。	適正な受益者負担が図られる。	南足柄市民の負担が増える。	032019
おだわら市民交流センター利用料金	市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、おだわら市民交流センターを設置し、会議室等の利用料金を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】 市が公用のため使用する場合、免除、指定管理者が特に必要と認める場合、減額又は免除。		現行どおりとする。	南足柄市に同様の施設がないこと、現在の利用料金は近隣市等の状況を加味して設定してから間もないため。	変更がないため、混乱が起きない。	特になし	033016
地域センター使用料 コミュニティセンター使用料	地域センターの貸室にかかる使用料	コミュニティセンター会議室等を使用する際の使用料の徴収	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとするが、減免規定と営利目的利用の加算率は新たに設定する。	減免規定と営利目的利用の加算率については、利用者にとって公平な利用とするため、同水準を設定する。	利用者にとって公平な利用となる。	減免対象、営利加算率、条例上の管理内容の変更が生じる。減免については、両市で概念が異なる団体や活動の比較精査は困難なことから、減額については廃止を検討し、条例上の不利益、管理内容については、両市ほぼ同様であることから、実務面での統一を行っていく。料金については、次の改定までの暫定とする。営利加算については、率が高い南足柄市に合わせる。	033017
認可地縁団体に関する手数料	台帳証明手数料、印鑑証明手数料	台帳証明手数料、印鑑証明手数料	【手数料】(1通につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1通につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	地方自治法に規定されており、両市とも同じ事務を行っているため。	特になし	特になし	033019
女性センター使用料		男女共生社会の実現を推進するため、南足柄女性センターを設置し、会議室等の使用料を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】市が公用のため使用する場合、免除、市長が特に必要と認める場合、減額又は免除。	現行どおりとする。	料金については、平成29年7月1日付で10%増額しているため、新市においても現行のとおり実施する。	現行どおりの料金のため、利用団体が安定して利用できる。	値上げにより利用者の減少が見込まれるが、使用料値上げに対するチラシを作成し、市民に周知する。	033020
生活改善事業資金貸付金残高証明手数料	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の発行する際の手数料。		【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	類似団体と比較しても同水準であり、徴収に関して特に問題は生じていないため。	特になし	特になし	033023

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原市民会館使用料 南足柄市文化会館使用料	市民会館の使用料及び付帯設備及び器具使用料を徴収する。	文化会館の使用料及び付帯設備及び器具使用料を徴収する。	【使用料】別添資料参照 【減免・免除】 ・市が主催する行事のために使用する とき ・学校教育法第1条に規定する市内の 学校及び児童福祉法第7条に規定する 市内の児童福祉施設が文化行事を行う ために使用する 【減免・使用料の2分の1の額の減額】 ・市が主催する文化行事に使用する とき ・市が共催する文化行事に使用する とき ・国又は他の地方公共団体が主催する 文化行事のために使用する ・市内の文化団体及び福祉活動を行っ ている団体が市が財政援助をしている ものがその事業の行事等のために使用 するとき	【使用料】別添資料参照 【減免・免除】 ・市(行政委員会、市が設置する附属機 関等を含む)及び指定管理者が主催す るとき ・市内の公立の保育園、幼稚園、小・中 学校が学校行事で利用するとき 【減免・50%減額】 ・市内の私立の保育園、幼稚園、小・中 学校が学校行事で利用するとき ・その他市長が特に必要と認めるとき 【減免・30%減額】 ・社会福祉関係団体、自治会などの地 域コミュニティ団体、NPO団体、社会 教育関係団体、教育関係団体が、その 目的のための活動で利用するとき ・その他市長が特に必要と認めるとき	使用料については、それ ぞれ現行のとおり新市に 引き継ぐが、減免・免除 については、合併後3年 を目途に新たな水準を設 定する。	減免・免除の規定は、市の中で 規定が異なることは利用者 にとって公平な利用とならないた め、同水準を設定する。減免・ 免除の規定は、できるだけ縮小 する方向で検討したい。	負担の公平性が図られる。	利用者への説明が必要であるため、 周知を徹底する。	051013
小田原文学館観覧料	小田原文学館の観覧料の徴収		【使用料】 大人250円、小中学生100円 (20名以上の団体料金:大人180円、 小中学生70円) 【減免】 幼児、障害者手帳・小田原市発行の「福 寿カード」持参・提示で無料(付添1名含 む)		現行どおりとする。	小田原市のみ実施する業務で あるため。	特になし	特になし	053010
スポーツ施設等に係る使 用料(指定管理施設)	スポーツ施設等に係る使用料等の徴収 事務(指定管理施設) 小田原アリーナ、小田原テニスガーデ ン、城山陸上競技場、小峰庭球場	スポーツ施設等に係る使用料等の徴収 事務(指定管理施設) 体育センター、総合グラウンド、大口河 川敷グラウンド、広町パークゴルフ場、 大口河川敷パークゴルフ場、運動公園	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとする。	スポーツ施設については、平成 6年から県西地域2市8町の間 で利用協定を結んでおり、すで に広域連携がなされている中で 現在の使用料で運営しているた め。	特になし	特になし	054010
スポーツ施設等に係る使 用料(市管理施設)	スポーツ施設等に係る使用料等の徴収 事務(市管理施設) 城山庭球場、城内弓道場、市嘗御幸の 浜プール、スポーツ広場、酒匂川左岸 サイクリング場、酒匂川サイクリング ロード		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	スポーツ施設については、平成 6年から県西地域2市8町の間 で利用協定を結んでおり、すで に広域連携がなされている中で 現在の使用料で運営しているた め。	特になし	特になし	054011
夜間照明使用料	夜間照明使用料の徴収	夜間照明使用料の徴収	【使用料】(2時間につき) 国府津小学校 2,600円 豊川小学校 3,000円 酒匂中学校 (A照明)5,000円 (B照明)3,000円 酒匂中学校 A照明:軟式野球用 B照明:サッカー、ソフトボール用 【減免】なし	【使用料】(1回につき) A照明(野球、ソフトボール等) 3,000円 B照明(サッカー等) 2,500円  【減免】なし	現行どおりとする。	使用料は照明の数等でばらつ きがあるので、当面現行のまま とし、将来的には照度等を考 慮しながら一定の基準で統一を 図る。	料金が変わらないため、利用 者には分かりやすい。	施設により料金が異なるため、新規の 利用者は混乱するが、将来的には照 度等を考慮しながら一定の基準で統一 を図る。	054013
学校体育館使用料		学校体育館使用料の徴収		【使用料】(1時間につき) 一般 200円 中学生以下を主な構成員とする団体 100円 【減免】 市、学校関係、自治会、子ども会等は免 除	廃止	学校数の多い小田原市の考え 方に合わせて、無料開放とす る。有料化については今後検討 していく。	市民の反対や混乱はないと 思われる。	使用料収入がなくなる。	054014
生涯学習センター本館 施設使用料 中部公民館施設使用料	生涯学習センター本館のホール、舞台、 会議室等を使用する際の使用料及び器 具使用料の徴収。なお、(特非)小田原 市生涯学習推進員の会に施設窓口の み委託。	中部公民館の会議室等を使用する際の 使用料及び器具使用料の徴収	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・小田原市、神奈川県又は国が公用の ために使用する場合は免除。 ・教育委員会が別に定める基準により 認定した団体が社会教育事業のために 使用する場合は施設使用料の2分の1 減額。 ・その他教育委員会が特に必要と認め る場合 教育委員会が定める額の減額 又は免除。	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・市・社会福祉協議会・登録ボランティア 団体・市内公立幼保小中学校は免除。 ・市内学校の部活動・市内私立幼稚園 保育園は50%減額。 ・自治会関係団体・PTA関係団体・少年 スポーツ団体等は30%減額。	現行どおりとするが、減 免の基準は小田原市の 事務処理方式を適用す る。	中部公民館を生涯学習センター とするため、減免基準は統一す る。	現状と同様の歳入が見込め るほか、利用者にとって混乱 が生じない。	1時間当たりの単価に差異があるが、 市全体の公共施設のあり方を考える 中で、適正な使用料を検討していく。	055017
生涯学習センター分館 施設使用料	生涯学習センター分館の会議室等を使 用する際の使用料の徴収。なお、使用 許可は支所長が、使用料徴収は支所職 員が行う。		【使用料】別添資料参照 【減免】 小田原市、神奈川県又は国が公用のた めに使用する場合は免除。 教育委員会が別に定める基準により認 定した団体が社会教育事業のために使 用する場合は施設使用料の2分の1減 額。 その他教育委員会が特に必要と認め る場合 教育委員会が定める額の減額 又は免除。		現行どおりとする。	小田原市だけの施設であるた め。	特になし	特になし	055018

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
生涯学習センター国府津学習館施設使用料	生涯学習センター国府津学習館の会議室等を使用する際の使用料及び器具使用料の徴収。		【使用料】別添資料参照 【減免】小田原市、神奈川県又は国が公用のために使用する場合は免除。 教育委員会が別に定める基準により認定した団体が社会教育事業のために使用する場合は施設使用料の2分の1減額。 その他教育委員会が特に必要と認める場合、教育委員会が定める額の減額又は免除。		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし	055019
郷土文化館観覧料 郷土資料館入館料	施設(郷土文化館)の維持運営に資するとともに、負担の公平性の観点から、特別の展示(特別展等)を観覧させる対価として、観覧者に対し受益の負担を求める。	施設(郷土資料館)の維持運営に資するとともに、負担の公平性の観点から、展示等の観覧の対価として、入館者に対し受益の負担を求める。	【使用料】 入館料 無料 観覧料 一般500円 (展覧会の規模等に応じ、減額あり) 【減免】 小田原市福寿カード所持者(市内在住65歳以上)、身体障がい者、高校生以下、展覧会協力者等	【使用料】 常設展(入館料) 大人200円、小中学生100円 特別展 大人400円、小中学生200円 【減免】 身体障がい者手帳の本人のみ入館料の2割引き、小学生以下、展示会協力者等、団体割引あり(入館料の2割引き)	小田原市の事務処理方式を適用し、博物館法の適用を受ける施設の方法にする。常設展の観覧を含む入館料は無料とし、特別展においてのみ観覧料の徴収を実施する。	博物館法の趣旨「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」にしが、利用の根幹となる常設展は利用者の利便性を高める目的で無料とし、特別な展示等を実施する場合のみ受益者の負担を求める。	利用者の多い小田原市の事務処理方式を適用することで、混乱が少ない。常設展の観覧が無料となることで来館者にとって利用しやすくなり、利用者が増加する。常設展の入館料徴収事務に係る経費が縮減できる。	南足柄市郷土資料館の常設展利用者に関わる入場料が免除されることで、入館料収入が減少するが、特別展の実施による観覧料収入の増加、入館料徴収事務の縮減による経費の削減を図る。	055020
郷土文化館施設使用料	負担の公平性の観点から、郷土文化館の施設(会議室)の利用者に対し、受益の負担を求める。		【使用料】別添資料参照 【減免】公用のため使用するとき又は市長が相当の理由があると認めるときは免除。公益事業のため用するとき2分の1減額。		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし	055021
松永記念館施設使用料	負担の公平性の観点から、松永記念館の施設(茶室等)の利用者に対し、受益の負担を求める。		【使用料】別添資料参照 【減免】公用のため使用するとき又は市長が相当の理由があると認めるときは免除。公益事業のため用するとき2分の1減額。		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし	055022
尊徳記念館観覧料	尊徳記念館展示室の観覧料の徴収		【使用料】 個人 中学生を除く15歳以上の者 200円 小学生及び中学生 100円 団体 中学生、高校生及び大学生を除く15歳以上の者 150円 高校生及び大学生 120円 小学生及び中学生 80円 【減免】 幼児、福寿手帳所持者、障がい者等		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし	055023
尊徳記念館施設使用料	尊徳記念館の会議室等を使用する際の使用料の徴収		【使用料】別添資料参照 【減免】宿泊料については、市内在住在学の小中学生が使用する場合は2分の1減額。		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし	055024
土壌汚染対策法に基づく事務に係る手数料	汚染土壌処理施設の許可申請、許可の更新及び変更許可の申請に係る審査に対し手数料を徴収する。なお、市長が特に必要と認める場合は減額又は免除する。	神奈川県で実施	【手数料】(1件につき) 許可の申請 240,000円 許可の更新 230,000円 変更の許可 220,000円 【減免】なし	(参考)【手数料】(1件につき) 許可の申請 240,000円 許可の更新 230,000円 変更の許可 220,000円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	現状において、小田原市と神奈川県で同水準のため。	特になし	特になし	061005
一般廃棄物処理業許可申請に関する手数料(処分業・収集運搬業)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく、許認可事務、処理業として、収集運搬業の許可と処分業との許可に区分。許可申請に係る手数料は、市条例において、料金を決めている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく、許認可事務、処理業として、収集運搬業の許可と処分業との許可に区分。許可申請に係る手数料は、市条例において、料金を決めている。	【手数料】(1件につき) 許可申請手数料 10,000円 変更許可申請手数料 10,000円 許可書再交付申請手数料 5,000円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 許可申請手数料 4,200円 変更許可申請手数料 4,200円 許可書再交付申請手数料 2,100円 【減免】なし	南足柄市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となるため、現行どおりとする。	法令に基づく事務のため基本的な事務処理に差異はなく、また両市の手数料料金の水準も同額のため。	特になし	特になし	062004

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
一般廃棄物の処理手数料(ごみ)清掃手数料	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市の責務とされている一般廃棄物の収集・運搬及び処理について、市処理施設に持込まれたもの等の処理を行なう際に手数料を徴収する。</p> <p>ごみ持込料金 家庭系及び事業系一般廃棄物のうち、自らが直接環境事業センターに持込むもの</p> <p>ごみ特定料金 事業系一般廃棄物のうち、市長が認めるもの(上限は300kg)</p> <p>ごみ特別料金 市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市の責務とされている一般廃棄物の収集・運搬及び処理について、市処理施設に持込まれたもの等の処理を行なう際に手数料を徴収する。</p> <p>ごみ持込料金 家庭系及び事業系一般廃棄物のうち、清掃工場及び最終処分場に持込むもの</p>	<p>ごみ持込料金 【手数料】 25円(1kgにつき) 30円(廃木材1kgにつき) 3,600円(1㎡につき) 【減免】次の場合は免除とする。 (1)天災、火災等のり災によって発生したものの (2)生活保護法による被保護者が排出するもの (3)市の公共用地、公共施設から排出されるもの(ただし、企業会計、競輪事業特別会計を除く) (4)市が主催、共催、後援する行事等により排出されるもの (5)その他、上記(1)から(4)に準ずるもの (6)地区組織等がボランティア活動で収集したもの (7)本市域内において、県が直接収集し、搬入したもの (8)本市域内において、(財)かながわ海岸美化財団が収集し、搬入したもの(協定締済)</p> <p>ごみ特定料金 【手数料】 40円(1kgにつき) 6,800円(1㎡につき) 【減免】(申請に対する処分の審査基準による) ・市が認定する1か月当たりの排出量が100kg以下の事業者については免除 ・市が認定する1か月当たりの排出量が100kgを超え、300kg以下の事業者については、100kgに相当する手数料を免除</p> <p>ごみ特別料金 【手数料】 40円(1kgにつき) 6,800円(1㎡につき) 【減免】 地区組織等がボランティア活動で収集したものは免除</p>	<p>ごみ持込料金 【手数料】 240円(10kgにつき) 360円(粗大ごみ10kg) 【減免】 (1)天災その他災害を受けたとき、免除 (2)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、免除 (3)前2号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき、2分の1の減額又は免除 ボランティア清掃などは(3)を適用</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。 ただし、小田原市の「ごみ特定」制度については、利用者間でも不公平が生じていることから廃止し、「ごみ特別」制度については引き継ぐ。</p>	<p>料金については、料金単価の高い小田原市の単価を適用する。ただし、両市の制度の比較の中で、南足柄市にない「ごみ特定」制度については、利用者間でも不公平が生じていることから廃止し、「ごみ特別」制度については、市民サービスのため、引き継ぐ。</p>	<p>「ごみ特定」制度を廃止することにより、事業系ごみが自己処理されることで、適正化が図られる。 賦課事務(清掃手数料システム)への入力、納付書の発行、送付ほか)の効率化及び経費の削減が図られる。 「ごみ特定」制度の廃止に伴い、事業者間の不公平が解消される。</p>	<p>特定ごみを利用している事業者からの不満が想定されるが、事業者に対し説明し、理解を求める。</p>	062006
一般廃棄物の処理手数料清掃手数料(小動物)	<p>飼い主が処理すべきペット等の死体について、焼却及び埋葬を行う際に係る手数料。また、所有者のいない野生動物については、条例の規定に基づき、料金を免除して同様に処理する。</p>	<p>飼い主が処理すべきペット等の死体について、焼却を行う際に係る手数料。また、所有者のいない野生動物については、条例の規定に基づき、料金を免除して同様に処理する。</p>	<p>【手数料】(1個につき) 市の処理施設に持込まれたものを処分するとき 1,700円 市が収集し、運搬し、及び処分するとき 3,400円 【減免】 野生動物等、特定の所有者のいないもの</p>	<p>【手数料】(1個につき) 市の処理施設に持込まれたものを処分するとき 1,200円 【減免】 野生動物等、特定の所有者のいないもの</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>両市の大きな差異は、動物専用炉が有るか無いかに尽きることから、動物専用炉を有する小田原市の現行の事務処理を合併後の市で引き継ぎ、手数料料金についても、財源確保の観点から小田原市の料金を適用する。</p>	<p>動物専用炉や慰霊碑等、ペットを飼う市民感情への配慮が可能となる。</p>	<p>処理する対象区域が広がること等から、収集の場合、これまで以上に手間がかかることが予測され、受入れ体制をはじめ人件費等(委託料)経費の増が予想されるが、事務の効率化等で経費を抑える。また、類似団体を参考に、受益と負担の観点から料金の見直しを行う。</p>	062007
一般廃棄物の処理手数料(大型ごみ処理手数料、粗大ごみ収集運搬に関する手数料)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の処理における大型ごみについては、ごみ集積場に排出されると支障が生じることから、別途収集運搬等の処理に係る手数料。</p> <p>大型ごみ 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される大型ごみ(特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く)を市が個別に収集し、運搬し、及び処分するとき。容量が45ℓの袋に収納できないものうち、幅、高さ又は奥行き長辺の長さが4m以下、3辺の長さの合計が5m以下、重量が100kg以下のものに限り、家電4品(収集) 一般家庭から排出される特定家庭用機器を市が個別に収集し、及び特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定取引場所まで運搬するとき。</p>	<p>粗大ごみ収集運搬に関する手数料 特定家庭用機器、一般粗大、特定家庭用機器(持込)</p> <p>粗大ごみ 一般家庭から排出された規則で定める粗大ごみを市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき。 家電4品(収集) 一般家庭から排出された特定家庭用機器再商品化法第9条の規定により小売業者が引き取ることとなる特定家庭用機器廃棄物以外のもの(同法第19条本文の規定に基づき、製造業者等から料金の請求があるものについては、当該料金の支払いがされたものに限り。)を、市が戸別に収集し、及び指定取引場所まで運搬するとき。</p>	<p>【手数料】(1個につき) 大型ごみ 1,000円(上限2,000円) 家電4品(収集) 2,000円(上限3,000円) 【減免】 (1)天災、火災等のり災によって発生したものの (2)生活保護法による被保護者が排出するもの (3)市の公共用地、公共施設から排出されるもの(ただし、企業会計、競輪事業特別会計を除く) (4)市が主催、共催、後援する行事等により排出されるもの (5)その他、(1)から(4)に準ずるもの</p>	<p>【手数料】(1個につき) 粗大ごみ 1,200円 家電4品(収集) 2,400円 【減免】 (1)天災その他災害を受けたとき、免除 (2)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、免除 (3)前2号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき、2分の1の減額又は免除</p>	<p>南足柄市の事務処理方式を採用する。また、両市間で取り扱いが異なる家電4品の扱いについては、収集、受入れともに実施する。</p>	<p>料金については、事務処理の対価として適正な南足柄市の料金を適用する。 また、料金を除き、両市間での主な違いは、家電4品の取扱い及び大型ごみの大きさの規定の2点であるが、家電4品については、南足柄市の運用を引き継ぎ、収集、受入れともに実施する。 なお、大型ごみの大きさの規定については、合併後の市へ移行する際に調整を図ることとする。</p>	<p>歳入増が見込まれる。</p>	<p>単価が上がることで、小田原市民の負担が増すが、市民に対し、周知・説明を十分に行うとともに、合併後の市において状況に応じ、見直し等の検討をしていく。 経費(委託料)が増となるが、歳入の増、事務の効率化による経費の圧縮で相殺する。</p>	062008
産業廃棄物処分費用	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条第2項の規定により、市が産業廃棄物を処分する際、小田原市産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定により手数料を徴収する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条第2項の規定により、市が産業廃棄物を処分する際、南足柄市産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定により手数料を徴収する。</p>	<p>【手数料】 50円(1kgにつき) 8,700円(1㎡につき) 【減免】 産業廃棄物は、条例の減免規定適用外</p>	<p>【手数料】 240円(10kgにつき) 【減免】 一般廃棄物の処理手数料と異なり、条例に減免できるとした規定は設けていない。</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>法律を根拠に、条例により規定、運用している事務のため、両市間で実施方法等に大きな差異はないことから、現行のまま合併後の市に引き継ぎ、料金については財源確保の観点から小田原市の料金を適用する。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	062009

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
狂犬病予防法に基づく事務に係る手数料	狂犬病予防法に基づき犬の登録、鑑札・注射済票の交付等の事務を行う。	狂犬病予防法に基づき犬の登録、鑑札・注射済票の交付等の事務を行う。	<p>【手数料】 犬の登録(1頭につき) 3,000円 犬の狂犬病予防注射済票の交付(1件につき) 550円 犬の鑑札の再交付(1件につき) 1,600円 狂犬病予防注射済票の再交付(1件につき) 340円 鑑札の引換え(1頭につき) 1,600円</p> <p>【減免】 身体障害者補助犬の所有者その他市長が特に必要があると認めるものについては手数料を免除することができる。</p>	<p>【手数料】 犬の登録(1頭につき) 3,000円 犬の狂犬病予防注射済票の交付(1件につき) 550円 犬の鑑札の再交付(1件につき) 1,600円 狂犬病予防注射済票の再交付(1件につき) 340円</p> <p>【減免】 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法律の規定に基づき、証明を請求するもの (7)別表1の項第1号イに規定する事項について、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から固定資産課税台帳の閲覧請求があったとき (8)前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認められたもの</p>	南足柄市の事務処理方式を適用する。ただし、減免基準は次のとおりとする。	事務内容は両市に差異がなく、類似団体の状況から適正な水準と考えられるが、転入の際に行う鑑札の引換えは、類似団体で行われておらず、南足柄市の水準が類似団体の水準と同一となるため。	転入の際に行う鑑札の引換えを廃止することで、手数料の種別が、類似団体の水準と同一となる。	手数料収入が減少するため、減免基準を変更する。	063006
鳥獣飼養登録票交付等手数料、鳥獣飼養許可手数料	鳥獣保護法に基づき、愛がんのための飼養・販売許可事務等を行う。	鳥獣保護法に基づき、愛がんのための飼養・販売許可事務等を行う。	<p>【手数料】(1羽・1世帯につき) 3,400円 【減免】 (1)本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (2)生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの (3)法令の規定により取り扱うもの (4)国又は地方公共団体が必要とするもの (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの</p>	<p>【手数料】(1羽・1世帯につき) 3,400円 【減免】 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法律の規定に基づき、証明を請求するもの (7)別表1の項第1号イに規定する事項について、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から固定資産課税台帳の閲覧請求があったとき (8)前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認められたもの</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容と手数料において、両市に差異がなく、類似団体の状況から適正な水準と考えられるため。	特になし	特になし	063007
一般廃棄物の処理手数料(し尿)	小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第21条に基づき、一般廃棄物(し尿)の処理に係る手数料を賦課・徴収する。  くみ取り(定額料金) 住民票がある一般家庭及びこれに準ずるものから排出される場合で、世帯、人員及び処理回数によるとき くみ取り(従量料金) 住民票を持たない一般家庭及び事業所から排出される場合で、に規定する算出基準により難しいとき くみ取り(超過料金) の場合であって規定の回数を超えて処理を行うとき 浄化槽清掃料金 浄化槽の清掃を行うとき	南足柄市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条に基づき、一般廃棄物(し尿)の処理に係る手数料を賦課・徴収する。  くみ取り(定額制) 月1回のくみ取り(家庭用常設トイレに適用) くみ取り(従量制) くみ取り量によって料金が決まる(くみ取りが月2回以上、あるいは数か月に1回程度か、仮設トイレに適用)	<p>【手数料】 120円(1世帯・1月につき) 260円(1人・1月につき) (36Lにつき) ・一般家庭及びこれに準ずるもの 310円 ・上記以外のもの 360円 680円(1回につき) (36Lにつき) ・一般家庭及びこれに準ずるもの 320円 ・上記以外のもの</p> <p>【減免】 生活保護受給者は免除</p>	<p>【手数料】 130円(1世帯・1月につき) 280円(1人・1月につき) 130円(10Lにつき)</p> <p>【減免】 生活保護受給者は免除</p>	南足柄市の事務処理方式を適用する。	し尿収集のみ合併後の市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とする。単価は財源確保の面から、高い南足柄市の水準とする。	特になし	浄化槽清掃手数料が歳入減となる。小田原市の、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可事務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業(し尿)の許可事務、及び、浄化槽清掃業の許可制への移行に向け、適切な浄化槽清掃料金とするための浄化槽の清掃手数料の改定作業が発生する。新たに、市民と浄化槽清掃業者の間に契約が必要となる。浄化槽清掃業の許可制に向けた料金体系の変更や、契約事務の補助などを検討する。	063008



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
斎場使用料	小田原市斎場使用許可書に基づいた斎場使用料		【使用料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要があると認める場合(火葬対象者が生活保護対象者の場合)		新市の居住者については、市内居住者の使用料を適用し、南足柄市居住者の使用料を廃止する。	使用者の多い小田原市居住者の使用料を適用することにより、混乱が少ないため。 なお、新斎場の使用料などについては、平成30年度に設置条例を制定予定であり、協議会市町村は同一水準の予定。	南足柄市民の負担減となる。	歳入減となる。	063010
斎場使用料納付証明書発行手数料	申請に対し、斎場使用料を納付済であることを証明する。		【手数料】(1件につき)300円 【減免】なし		現行どおりとする。	手数料条例による、その他の証明の手数料であり、事務処理の対価として適切な料金であるため。	特になし	特になし	063011
化製場等に関する法律に基づく動物の飼養手数料	化製場等に関する法律第9条により、指定された区域内で該当動物を飼養する場合、動物の種類ごとに飼養施設の所在地の都道府県知事の許可が必要で、その許可申請に当たって審査手数料を徴収する。	化製場等に関する法律第9条により、指定された区域内で該当動物を飼養する場合、動物の種類ごとに飼養施設の所在地の都道府県知事の許可が必要で、その許可申請に当たって審査手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき)6,000円 【減免】なし	【手数料】(1件につき)8,390円 【減免】(1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法律の規定に基づき、証明を請求するもの (7)別表1の項第1号イに規定する事項について、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項又は第419条第8項の規定による縦覧期間内において、納税義務者から固定資産課税台帳の閲覧請求があったとき (8)前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認められたもの	南足柄市の事務処理方式を適用する。ただし、減免基準は次のとおりとする。 【減免】(1)本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (2)生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの (3)法令の規定により取り扱うもの (4)国又は地方公共団体が必要とするもの (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの	類似団体の状況から適正な水準と考えられるため。	特になし	特になし	063012
埋火葬に関する証明手数料	申請に対し、小田原市斎場で火葬したことを証明する。(火葬時に申請の場合は、分骨証明となる。)		【手数料】(1件につき)300円 【減免】なし		現行どおりとする。	手数料条例による、埋火葬に関する証明の手数料であり、事務処理の対価として適切な料金であるため。	特になし	特になし	063013
家屋の消毒手数料	家屋の消毒を行ったことにより徴収する。		【手数料】(1件につき)340円(1.6㎡まで) 1㎡増すごとに20円加算 【減免】なし		廃止	類似団体の手数料条例などに規定されておらず、手数料徴収が行われていないため。	特になし	特になし	063014
浄化槽清掃業許可申請手数料 許可証再交付申請手数料	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者の手数料	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者の手数料	【手数料】(1件につき)浄化槽清掃業許可申請手数料10,000円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料5,000円 【減免】なし	【手数料】(1件につき)浄化槽清掃業許可申請手数料4,200円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料2,100円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容は法定事務のため両市間において差異はなく、手数料について小田原市の水準を適用することにより、県内他市と同等の水準となるため。 なお、南足柄市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となる。	特になし	特になし	063022
税額控除対象となる社会福祉法人の証明に係る証明手数料	税額控除対象法人として、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしている旨の証明書を発行するための手数料	税額控除対象法人として、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしている旨の証明書を発行するための手数料	【手数料】(1件につき)300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき)300円 【減免】なし	現行どおりとする。	両市の内容が同一であること、対象者も限られており、今後の証明発行が見込まれる件数も僅少であること、全国的にも平均的な手数料額であるため。	特になし	特になし	071015
りんどう会館施設使用料		りんどう会館の施設使用料徴収に関する事務は南足柄市社会福祉協議会へ委託している。なお、施設使用料減免団体の登録事務は市が行っている。		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとする。	小田原市に類似の施設があるが、別の施設であるため。	利用者にとって不利益が生じない。	特になし	071016
WiMAX(無線通信技術)基地局設置使用料		りんどう会館屋上にアンテナを設置することによる使用料と電気料の徴収事務。		【使用料】324,000円 【電気料】187,680円 【減免】なし	現行どおりとする。	業者に県内で同様の市があるか確認したところ、存在を確認できなかったため、現行どおりとする。	現行どおりなので、影響はない。	特になし	071017
生きがいふれあいセンター使用料	高齢者の生きがいづくりのための教養講座や健康づくりに関する講習会、スポーツ・レクリエーション活動、技能訓練及び世代を超えた交流活動の場としての施設である、生きがいふれあいセンターいそぎの使用料である。		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	利用者を高齢者に限定していないことから、使用料については通常の施設と同様に徴収できると思われる。また、団体内の高齢者の比率によって使用料が減額されており、高齢者に配慮した使用料設定も行っている。類似団体と比較した場合、使用料は高いとも低いとも言えないので、現行どおりとする。	移行事務が発生しない。	現行どおりのため、収入の増額や市民サービスの向上は期待できないが、今後の経済状況や建物の状態を勘案し、使用料については検討を継続する。	071043

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
独居老人等緊急通報システム事業に関する負担金	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、要介護3以上の方を対象に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する。なお、電話回線を使用し受託者(現在は、セコム)に通報するため、電話加入権を有していない者については、老人用電話を貸与する。	65歳以上のひとり暮らし高齢者で、慢性疾患等により日常注意を要する状態にある方に対し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システム機器を貸与し、負担金を徴収する。	【負担金】無料 (機器点検のため月100円程度の通信料がかかる)	【負担金】収入により、費用の10%～30%個人負担。 【費用負担割合】 ・市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金及び生活保護受給者・市民税世帯非課税者：負担割合0% ・市民税本人非課税者：負担割合10% ・市民税課税者のうち合計所得200万円未満：負担割合20% ・市民税課税者のうち合計所得200万円以上：負担割合30%	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】無料 (機器点検のため月100円程度の通信料がかかる)	在宅で生活されている介護が必要な高齢者の負担軽減を図るため、負担金を徴収しない小田原方式を適用する。	利用者の負担が軽減される。	市の財政負担が増大するため、利用者の要件を見直し、システム利用に係る支出を抑制する。	072022
通所介護事業		通所介護事業(特別会計)平成12年4月開所。介護保険法に基づき、要介護(要支援)認定者へ、特に機能訓練に重点をおいた通所介護サービスを提供する。		【負担金】別添資料参照 【減免】生活保護者は福祉課の発行する生活保護法介護券により自己負担免除。	当面は実施するが、合併前に事業の存続の可否を改めて検討する。	平成27～28年度に南足柄市通所介護事業所のあり方の検討(継続・廃止を含む)した結果、南足柄市内にリハビリに特化した事業所が充足されていない点と継続を希望する利用者・関連団体が多く継続を決定しているが、合併前に改めて存続の可否を検討する。	当面は現利用者へのサービスが維持できる。	特になし	072023
介護保険料	小田原市の第1号被保険者に係る介護保険料	南足柄市の第1号被保険者に係る介護保険料	【保険料】年額60,720円(基準額) 【所得段階数】13段階 【最高料率】2.1 【減免】公費による低所得者の保険料軽減の実施、被災者等に係る保険料軽減の実施	【保険料】年額54,700円(基準額) 【所得段階数】11段階 【最高料率】2.0 【減免】公費による低所得者の保険料軽減の実施、被災者等に係る保険料軽減の実施	新たな保険料水準(単価・所得段階数・最高料率)を設定する。保険料減免については、小田原市の対象範囲を適用する。 なお、合併の時期として想定を置いている平成32年度は、保険料等について3年ごとに定める介護保険事業計画の第7期の最終年度となることから、年度中途の合併となる場合には、当該年度のみ予め小田原市で定めた保険料となることもある。	保険料の水準は、介護保険事業計画期間(3年間)の被保険者数とサービスに係る費用見込額から算定されるものである。両市の被保険者数及びサービスに係る費用見込額の合計額から、新たな保険料水準を設定する。 保険料の減免については、減免対象範囲が小田原市の方が広いことを鑑み、小田原市の対象範囲を適用する。	制度運営に必要な水準で保険料水準を設定できる。	介護保険事業計画策定時に、あらかじめ水準を設定する必要がある。なお、策定期間は、第7期(平成30～32年度)が平成29年度、第8期(平成33～35年度)が平成32年度となる。	072024
家族介護用品支給事業利用者負担金		要介護3以上の市民税非課税世帯の方(同一住所に課税世帯の親族がいない等)で、1人で排尿又は排便が困難な寝たきりや認知症の方に紙おむつ等の日常生活介護用品を支給し、1割は利用者負担として、利用者から指定業者へ支払う。	(要介護3以上の在宅で生活している高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給している(業務委託)が、利用者負担金は徴収していない。)	【負担金】紙おむつ等の介護用品支給額の10%(年間購入費用は65,000円が限度)	廃止	利用者負担を伴わない小田原市の事務処理方式を適用するため。	特になし	特になし	072049
重度障がい者訪問入浴サービスに関する負担金		在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴者で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。	(利用者は直接事業所に利用料の1割分を支払い、利用料の残りを小田原市が扶助費で事業所に支払う)	【負担金】利用者及びその扶養義務者のうち市町村民税又は所得税の税額が最も高い者の課税状況により要綱で定めた階層区分に応じた額を負担。 A:生活保護被保護者 0円 B:市町村民税非課税者 0円 C1:前年度所得税非課税者のうち市町村民税均等割のみ課税者 50円/1回 C2:前年度所得税非課税者のうち市町村民税所得割課税者 100円/1回 D1～D14:前年度所特課税者 年税額により150円～全額負担(10,500円)14段階に区分	廃止	小田原市の同事業(利用者が直接事業所に支払う)と統合する。市民への影響はなく、事務が軽減されるため。	自己負担分を直接事業所に支払うことにより、市の事務が軽減される。	特になし	073015
障害児通園施設使用料	障害児発達支援事業所として、肢体不自由児・発達障がい児もしくは早期支援を必要とする児等の就学前の児童を受け入れ、母子同伴の療育を行う。	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所(多機能型事業所)として、児童福祉法の児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する。	【使用料】児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき児童発達支援に通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割。 【負担上限額】生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 市民税所得割28万円未満 4,600円 市民税所得割28万円以上 37,200円 住民票上の世帯全員の収入・課税状況で算定。	【使用料】児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき児童発達支援に通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割。 【負担上限額】生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 市民税所得割28万円未満 4,600円 市民税所得割28万円以上 37,200円 住民票上の世帯全員の収入・課税状況で算定。	現行どおりとする。	児童福祉法に基づく事務であるため。	特になし	事業所規模の違いによる利用者負担額の違いが出る。職員等の配置状況に違いがあるため、事業所間のサービス格差が生じる。小田原市は放課後等デイサービスを実施していないため地域格差が生じる。対応策としては、対象者(地域)の見直しや、放課後等デイサービスの実施または廃止の検討をする。	073016

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
高齢者予防接種負担金	取扱医療機関が接種者から徴収する。	取扱医療機関が接種者から徴収する。	【負担金】(同一の者につき1回のみ) 高齢者インフルエンザ 平成27年度は1,500円 平成28年度は1,700円 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 3,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、 中国残留邦人等の支給給付を受給して いる者は申請により免除。	【負担金】(同一接種1回まで) 高齢者インフルエンザ 平成27年度は1,500円 平成28年度は1,700円 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 3,000円 【減免】 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援 給付を受給している者は申請により免 除。	小田原市の事務処理方 式を適用する。 【負担金】(同一の者につ き1回のみ) 高齢者インフルエンザ 1,700円 高齢者肺炎球菌ワク チン予防接種 3,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生 活保護受給者、中国残 留邦人等の支給給付を 受給している者は申請 により免除。	減免対象者の範囲が小田原市 の水準の方が広いため。	南足柄市民の公費負担対象 者が多く、接種者が増え ると思われる。 ワクチンを接種することにより 重症化しにくくなり、医療費の 増加が防げる。	市の財政負担が増えるが、他事業の 見直しによる歳出削減または予防接種 自己負担額を高くする。	074023
胃がん検診負担金	集団検診で行う際に、検診実施機関が 受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検 診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】1,400円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、 当該年度70歳以上の者、65歳から69 歳までの者で後期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	【負担金】 集団検診1,500円 医療機関3,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75 歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、 精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、 福祉医療証、被爆者手帳を持っている 者は免除。	小田原市の事務処理方 式を適用する。 【負担金】 集団検診1,400円 【減免】 市民税非課税世帯、生 活保護受給者、当該年 度70歳以上の者、65歳 から69歳までの者で後 期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	胃がん検診については、今後、 国の指針である内視鏡検査導 入を視野に入れ検討し、当面は 南足柄市のバリウムの個別検 診を実施しないことで経費を抑 える代わりに、南足柄市では新 たに未実施の胃がんリスク検診 を実施し、内容の充実を図る。 自己負担額は、類似団体の状 況を鑑み小田原市の金額を適 用する。	両市の住民とも、従前の自己 負担額以内で検診を受けるこ とができる。 南足柄市民の免除対象年齢 が下がり、サービスが向上す る。	南足柄市民の免除対象年齢を引き下 げることで、全体的に事業費が増える ことが考えられる。 南足柄市民にとって、減免対象が狭ま る。	074024
胃がんリスク検診負担金	検診実施機関が受診者から徴収する。		【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、 当該年度70歳の者、65歳から69歳ま での者で後期高齢者医療被保険者証を 持参した者は免除。		小田原市の事務処理方 式を適用する。 【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生 活保護受給者、当該年 度70歳の者、65歳から 69歳までの者で後期高 齢者医療被保険者証を 持参した者は免除。	リスク検診を含む胃がん検診に ついては、国の指針である内視 鏡検査導入を視野に入れて検 診し、当面は南足柄市のバリウ ムの個別検診を実施しないこと で経費を抑える代わりに、南足 柄市では新たに胃がんリスク検 診を実施し、内容の充実を図 る。	小田原市民は、従前と同じ負 担額で受けられる。	特になし	074025
肺がん検診負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が 受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検 診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】500円、喀痰検査+600円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、 当該年度70歳以上の者、65歳から69 歳までの者で後期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	【負担金】 レントゲン900円 喀痰検査+1,300円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75 歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、 精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、 福祉医療証、被爆者手帳を持っている 者は免除。	小田原市の事務処理方 式を適用した個別検診に 加え、集団検診も実施す る。 【負担金】 500円、 喀痰検査+600円(個 別検診、集団検診とも に) 【減免】 市民税非課税世帯、生 活保護受給者、当該年 度70歳以上の者、65歳 から69歳までの者で後 期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適 用し、受診環境を改善するととも に経費も削減する。	南足柄市民は従前より安価 で検診を受けることができ る。 南足柄市民の免除対象年齢 が下がり、サービスが向上す る。	南足柄市民の免除対象年齢を引き下 げることで、全体的に事業費が増える ことが考えられる。 南足柄市民にとって、減免対象が狭ま る。	074026
大腸がん検診負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が 受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検 診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】900円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、 当該年度70歳以上の者、65歳から69 歳までの者で後期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	【負担金】700円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75 歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、 精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、 福祉医療証、被爆者手帳を持っている 者は免除。	小田原市の事務処理方 式を適用した個別検診に 加え、集団検診も実施す る。 【負担金】 個別検診900円 集団検診700円 【減免】 市民税非課税世帯、生 活保護受給者、当該年 度70歳以上の者、65歳 から69歳までの者で後 期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適 用し、受診環境を改善するととも に経費も削減する。	小田原市民は従前と同額で 検診を受けることができる。 南足柄市民の免除対象年齢 が下がり、サービスが向上す る。	南足柄市民に対する個別検診の自己 負担額が上がリ、サービスの低下とな る。 南足柄市民にとって減免対象が狭ま る。	074027
乳がん検診負担金	集団及び個別検診で行う際に、検診実 施機関が受診者から徴収する。 対象は、市内に住所を有する当該年度 40歳以上の女性。	集団検診及び医療機関で行う際に、検 診実施機関が受診者から徴収する。 対象は、市内に住所を有する当該年度 30歳以上の女性。	【負担金】 視触診のみ900円 マンモグラフィ併用:個別検診2,600 円、集団検診2,500円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、 当該年度70歳以上の者、65歳から69 歳までの者で後期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	【負担金】 視触診のみ900円(30～39歳) 視触診・マンモグラフィ2,500円(40 歳以上) 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75 歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、 精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、 福祉医療証、被爆者手帳を持っている 者は免除。	小田原市の事務処理方 式を適用する。 【負担金】 視触診のみ900円 マンモグラフィ併用:個 別検診2,600円、集団 検診2,500円 【減免】 市民税非課税世帯、生 活保護受給者、当該年 度70歳以上の者、65歳 から69歳までの者で後 期高齢者医療被保険者 証を持参した者は免除。	対象者、利用者の多い小田原 市の実施方法を適用する。	小田原市民は従前と同額で 検診を受けることができる。 南足柄市民の免除対象年齢 が下がり、サービスが向上す る。	南足柄市民は対象年齢、自己負担額 が上がリ、サービスの低下となる。 南足柄市民にとって減免対象が狭ま る。	074028

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
子宮がん検診負担金	集団及び個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】 頸部のみ：個別検診1,600円、集団検診1,100円 体部追加：個別検診のみ+1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,800円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の実施方法を適用するが、体部細胞診を廃止する。免除対象者は、小田原の水準とする。 【負担金】(頸部のみ) 個別検診1,600円 集団検診1,100円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	対象者、受診者の多い小田原市の実施方法を適用する。体部細胞診は廃止し、小田原市の水準を下げることで、国の指針に合わせることも、財政負担を軽減する。	南足柄市民は、従前より安価で検診を受けることができ、サービスが向上する。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民の負担額及び免除対象年齢を引き下げることで、全体的に事業費が増えることが考えられる。南足柄市民にとって、減免対象が狭まる。	074029
前立腺がん検診負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度50歳以上の男性。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳以上の男性。	【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに、対象年齢や自己負担額は小田原市の水準に合わせ経費も削減する。	小田原市民は従前と同額で検診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民は負担額が上がりサービス低下となる。南足柄市民にとって減免対象が狭まる。	074030
肝炎ウイルス検査負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳の者及び41歳以上で市の肝炎ウイルス検査の受診機会を逃した者	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳以上の者。	【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民の免除対象年齢を引き下げることで、全体的に事業費が増えることが考えられる。南足柄市民にとって、減免対象が狭まる。	074031
特定健康診査負担金	健診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,500円 【減免】 市民税非課税世帯は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに、経費を削減する。健診内容を小田原市の水準に高めるので、自己負担額も小田原市の金額を適用する。	小田原市民は従前と同額で健診を受けることができる。南足柄市民の免除対象が広がり、サービスが向上する。	南足柄市民は負担額が上がりサービス低下となる。	074032
健康診査負担金	健診実施機関が受診者から徴収する。	健診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,500円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度75歳以上の者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	小田原市民は従前と同額で健診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民は負担額が上がりサービス低下となる。	074033
成人歯科健康診査負担金	健診実施機関が受診者から徴収する。		【負担金】1,300円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】1,300円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	健康増進計画の2大プロジェクトの一つとして位置づけられているため。	小田原市民は、従前と同じ負担額で受けられる。南足柄市民にとってサービスの向上につながる。	特になし	074034
訪問看護利用料		訪問看護ステーション事業(特別会計)平成6年4月に開所。訪問看護ステーションは県内で約560か所あるが、公立は当事業所のみ。医師の指示に基づき看護師・理学療法士などが在宅で療養している利用者宅を訪問する。訪問看護に係る利用料を徴収する。		【利用料】 介護保険法、高齢者医療確保法、健康保険法に基づく料金 【減免】 特定疾患者は所得による段階料金 無料の場合も有。生活保護は無料。	南足柄市域に民間事業所が進出した時点で廃止。	現在、民間事業所は地域区分適用外の南足柄市を避け、小田原市側に事業所を設置し、南足柄市の人口密集地のみ訪問をする状況である。合併すれば南足柄市区域も地域区分適用地域になるので、民間事業者が進出し訪問看護ステーションがないという事態が解消されると思われる。	正職員(看護師3名)の他事業への転用。事業を廃止した場合、開いたスペースの他事業への活用。	特になし	074035

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
保健センター使用料	小田原市保健センターの会議室等使用料に係る使用料		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	類似団体と比較しても、差がないため。	特になし	現行どおりのため、収入の増額や市民サービスの向上は期待できない。	074036
片浦診療所(直診施設)運営管理事務に関する使用料、手数料	往診のために車を使用した場合や診断書等の請求があった場合などは、該当する使用料・手数料を徴収する。		【手数料】(1件につき) 往診に係る自動車使用料 500円(片道2kmまで) 2km増すごとに200円加算した額に108/100を乗じて得た額  診断書料手数料 1,620円 死亡診断書料手数料 3,240円 特殊診断書料手数料 4,320円 証明書手数料 640円 特殊証明書手数料 2,160円 死体処置料 3,240円 介護保険要介護認定に係る主治医意見書作成手数料 5,400円(在宅新規) 4,320円(在宅継続及び施設新規) 3,240円(施設継続) 【減免】なし		現行どおりとする。	小田原市立病院の額を参考に設定しており、適正規模のため。	特になし	特になし	075009
国民健康保険料(税)	国民健康保険料を賦課し、徴収を行う。	国民健康保険料を賦課し、徴収を行う。	【保険料】 医療分+支援分+介護分 102,776円 医療分+支援分92,125円 【賦課方式】 所得割・均等割・平等割の3方式 【賦課割合】 所得割55:均等割30:平等割15 (条例で規定)  【基準総所得金額】(一人当たり) 818,069円	【保険料】 医療分+支援分+介護分 108,387円 医療分+支援分101,168円 【賦課方式】 所得割・均等割・平等割の3方式 【賦課割合】 所得割50:均等割30:平等割20 (賦課割合については条例で定めていないが、現在の税率を算定した際の割合は上記のとおり) 【基準総所得金額】(一人当たり) 700,360円	小田原市の事務処理方式をベースとした方式を適用する。 「保険料」とする。 賦課方式は3方式、賦課割合(条例で規定)は所得割55:均等割30:平等割15とする。 両市の加重平均の一人当たり保険料を適用する。	厚生省による「国民健康保険税の保険料移行に関する検討会報告書」(平成11年)では、国民健康保険制度は給付と負担が対応関係を有し、その財源は本来保険料により求めるべきとしており、税から料への移行を推奨していることから「保険料」とする。 県の標準的方式である3方式とする。比較的所得及び多扶養世帯が多い両市の実情に即するため、小田原市の賦課割合を適用する。 法定外繰入金等の増減がない規模で新市へ移行するため、両市の加重平均の一人当たり保険料を適用する。	低所得者層など納付困難者の滞納累積を抑制し、制度運営に必要な現年度分を重視した取り組みをするためには、料のサイクルの方が適している。料への移行を推奨する国の考え方に合致し、国保制度改革上も料の方が望ましい。「料」という名称・方式を採用するため、被保険者に給付と負担の対応関係が理解されやすい。また、地方自治体が被保険者として運営する後期高齢者医療保険と介護保険が料方式であるため、保険料の方が被保険者に対する説明も容易である。 所得割より均等割+平等割の割合を低く設定することで、低所得及び多扶養世帯の保険料を抑えることができる。 政策的に保険料負担緩和を行っているものの、法定外繰入金等の増減のない規模で新市に移行させることができる。	徴収権の優先順位が税よりも低い。そのため、税担当課と密に連携をとり徴収事務にあたることにより、実務においてその差異は圧縮できているものと考えられ、大きな影響を与えるものではない。 所得割の割合を高く設定しているため、中間所得者層以上にとっては保険料の負担感が増す可能性がある。 特になし	075010
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療料の賦課(徴収方法・期割額の決定)・徴収を行う。	後期高齢者医療料を賦課(徴収方法・期割額の決定)・徴収を行う。	【保険料】(平成28・29年度保険料率) 均等割額43,429円 所得割率8.66% 【減免】 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定められた者(災害・給付制限・所得減少など)	【保険料】(平成28・29年度保険料率) 均等割額43,429円 所得割率8.66% 【減免】 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定められた者(災害・給付制限・所得減少など)	現行どおりとする。	神奈川県後期高齢者医療広域連合が定めた県内均一の保険料率であるため。	特になし	特になし	075011
国民健康保険料(税)の減免対象	対象となる世帯に対し、国民健康保険料を減免する。	対象となる世帯に対し、国民健康保険料を減免する。	【減免】別添資料参照 災害により障害者となった者 災害により住宅等が損害を受けた者 事業の休廃止、事業不振、失業等により所得が減少した者 収容・拘禁されている者 旧被扶養者に該当する者 その他市長が必要と認める者	【減免】別添資料参照 災害により住宅等が損害を受けた者 3箇月以上の長期にわたる疾病又は負傷により医療費が増加し、かつ収入が減少した者 失業、事業不振、疾病等により収入が減少した者 低収入世帯 収容・拘禁されている者 旧被扶養者に該当する者 その他市長が必要と認める者	神奈川県が策定した減免基準モデルを基に、新たな減免要綱を定める。 【減免】 災害により住宅等が損害を受けた者 事業の休廃止、事業不振、失業等により収入・所得が減少した者 長期にわたる疾病又は負傷をした者 収容・拘禁されている者 旧被扶養者に該当する者 その他市長が必要と認める者	両市の減免対象に違いがあるので、より適正な減免基準とするため、両市の減免要綱を見直し、新たな減免要綱を定める。	減免基準については、両市の減免要綱を見直し、神奈川県が策定した減免基準モデルを基に新たな要綱を作成することで、より適正なものとなる。恒常的な低収入世帯を減免対象としないため、減免額を抑制できる。(低収入世帯に対しては、法定軽減の適用があり、既に保険料(税)の減額がなされている。毎年、法定軽減の基準額は拡大されている。)	特になし	075012
診療報酬等病院で徴収する費用	小田原市立病院における診療報酬その他の費用の徴収		【手数料等】別添資料参照 【減免】 診療報酬等を納付する資力がなく認められる者その他特別の事情があると認められる者		現行どおりとする。	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには現行のとおり継続することが適当であるため。	特になし	特になし	076005

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
こどもセンター使用料		児童の健全な心身の育成を図るとともに、子育て支援を積極的に推進するため、南足柄市こどもセンターを設置する。		【使用料】(1時間につき) 工芸室 300円 テニスコート 300円 体育館 (全面)400円、(半面)200円 【減免】 特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。	廃止	南足柄市において、平成28年度中に用途廃止に向けて手続きを行うため。	特になし	特になし	081011
未熟児養育医療費助成事業に関する負担金	未熟児養育医療の給付を受ける保護者及び扶養義務者の世帯の階層区分により負担金を徴収する。	未熟児養育医療の給付を受ける保護者及び扶養義務者の世帯の階層区分により負担金を徴収する。	【負担金】別添資料参照	【負担金】別添資料参照	現行どおりとする。	母子保健法に基づく事務(法定受託事務)であり、見直しの余地はない。なお、自己負担金については、小児医療費助成事業で負担しており、自己負担金を増額しても財政上のメリットはない。	特になし	特になし	081012
助産施設委託事業に関する負担金	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に措置した場合の自己負担金。	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に措置した場合の自己負担金。	【負担金】 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	【負担金】 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	現行どおりとする。	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行どおりとする。	特になし	特になし	081013
ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する負担金	ひとり親家庭において、生活の激変、技能取得のための通学、就職活動、傷病、冠婚葬祭の場合に一時的な生活援助(調理、清掃、買物)又は保育サービスを提供したときの自己負担金。	母子・寡婦・父子家庭に修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣した際の自己負担金。	【負担金】(児童扶養手当支給水準の世帯) 負担割合1割(子育て支援1時間70円、生活援助1時間150円) 【減免】 生活保護世帯又は市民税非課税世帯負担割合なし	【負担金】(児童扶養手当支給水準の世帯) 負担割合1割(子育て支援1時間70円、生活援助1時間150円) 【減免】 生活保護世帯又は市民税非課税世帯負担割合なし	現行どおりとする。	国補助要綱により実施している事業であり、両市の水準に差異はないため。	特になし	特になし	081014
母子生活支援施設入所措置事業に関する負担金	配偶者のいない女子等であって、監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、当該女子等及び児童を母子生活支援施設に措置した場合の自己負担金。	配偶者のいない女子等であって、監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、当該女子等及び児童を母子生活支援施設に措置した場合の自己負担金。	【負担金】 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	【負担金】 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	現行どおりとする。	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱い同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行どおりとする。	特になし	特になし	081015
保育料	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額。	【料金】別添資料参照 【減免】 生活保護 免除 災害損失・保護者等の疾病や死亡で支払いが困難な場合 減額または免除	【料金】別添資料参照 【減免】 災害損失・失業・廃業・疾病等で所得が著しく減少し支払いが困難な場合	1号認定(幼稚園)は南足柄市(国基準)の水準を適用する。 2号認定及び3号認定(保育所等)は小田原市水準を基礎に新たな水準に再編する。 (別添資料参照)	1号認定:現在小田原市の就園奨励費は市単独施策を含む7階層から国基準の5階層に見直しされている。 2号及び3号認定は両市ともに国第8階層に当たる階層設定がなく、近隣市より水準が低いいため適正化を図る。	受益と負担の適正化が図られ、歳入増につながる。近隣市との均衡が図られる。	行政側としては適正化であるが、実質利用者負担の増となるため、市民の負担感が増す。保育所整備など待機児童対策を進める。	081016
延長保育料	公立保育所の利用者が保育標準時間や保育短時間の認定時間を超えて保育の提供を受けた場合に発生する利用料	公立保育所の利用者が保育標準時間や保育短時間の認定時間を超えて保育の提供を受けた場合に発生する利用料	【料金】30分200円 【減免】生活保護被保護世帯	【料金】30分500円 【減免】生活保護被保護世帯	小田原市の事務処理方式を適用する。 【料金】30分200円 【減免】生活保護被保護世帯	保育所数及び利用者数が多く、類似団体と比較して水準が近い、小田原市の水準を適用する。	新市における旧南足柄地域の施設利用者にとってサービスの利用がしやすくなる(民間保育所が公立との均衡を図ることにより、民間保育所の利用者も延長保育を利用しやすくなる可能性がある)。	歳入減となる。	081017
放課後児童健全育成事業に関する負担金	「小田原市放課後児童クラブ事業運営要綱」に基づき、労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図ることを目的として実施している放課後児童クラブの運営に必要な財源として保護者負担金を賦課・徴収している。 (市の直営方式)		【負担金】 基本月額 7,000円 延長時間帯負担額(18時~18時30分) 1回につき100円 保険料負担額(年額) 800円 【減免】 生活保護受給世帯、就学援助認定世帯	(労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を運営している学童保育所(保護者会が運営、一部NPOへ委託)に市が補助金を助成。保護者の負担金は学童保育所が徴収)	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 基本月額 7,000円 延長時間帯負担額(18時~18時30分) 1回につき100円 保険料負担額(年額) 800円 【減免】 生活保護受給世帯、就学援助認定世帯	保護者負担金の金額や免除要件等の取扱いを小田原市の水準に合わせる。	小田原市民は負担増なく、南足柄市民は負担減の恩恵を受け、現状の水準を維持したサービスを提供できる。	南足柄市の負担金(利用料)との差額分と免除要件の統一による補てん分の経費が増加する。 小田原市と同様の直営方式に変更する。	082012
勤労会館使用料	地域勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者会館を設置する。		無料		廃止	老朽化及び耐震化のため、平成28年9月末を持って休館し、平成29年6月1日をもって廃止する予定である。	耐震診断費・改修費、リニューアル工事費及びランニングコストが削減できる。	勤労者の活動拠点がなくなり、高額な除去費がかかるが、別施設に一部の機能を移転し、除去費については除去費を見込むとともに、更地の売却を検討し、費用の一部を回収する。	091008
計量法に基づく事務に係る手数料	計量法に基づき、特定計量器(はかり)の定期検査や、特定計量器を商取引や証明行為に使用する事業者への立入検査等を通じ、市域の適正計量の確保・普及を図る。		【手数料】別添資料参照 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であり、県内同一料金であるため。	市内業者の法令の遵守が図られる。	市域拡大により、委託業者への委託料が増すが、検査順序等で効率の良いものとなるような組み立てを検討する。	091009
農業振興施設使用料(小田原市梅の里センター、小田原市いいの森、足柄森林公園丸太の森)	梅の里センター(指定管理者:JVトータルライフサービス・小田原食とみどり)、いいの森(指定管理者:小田原市森林組合)の施設の利用者に対して、指定管理者が利用料金の徴収、減免及び選付に関する業務を行う。	施設利用者から使用料を徴収する。	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとする。	各施設で現行の使用料や減免を決定した経緯を考慮する。	見直しに係る事務の負担が軽減されるほか、現利用者が混乱することなく継続利用できる。	特になし	093013

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
農用地証明書発行手数料	申請者から申請のあった筆が農振農用地に該当することを証明する証明書の発行を行うと共に、発行手数料を徴収する。	申請者から申請のあった筆が農振農用地に該当することを証明する証明書の発行を行うと共に、発行手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) 1筆増すごとに100円加算 【減免】本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なとき	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】次の場合は免除とする。 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき (4)官公署から公務上請求があったとき (5)公用で使用するとき (6)そのほか、市長が特に免除する必要があると認められたもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	既存の方式を継続することにより、混乱の軽減を図る。また、手数料収入の増加が見込めるため。	手数料収入が増加する。	南足柄市域について、住民負担が増加する見込みのため、土地所有者に説明が必要となる。	093014
協力協約締結箇所整備における所有者負担金	森林整備において協力協約締結箇所整備での所有者負担金		【負担金】協力協約事業において実施する作業道等整備を市が施工した場合の所有者の所有者負担分相当 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】協力協約事業において実施する作業道等整備を市が施工した場合の所有者の所有者負担分相当 【減免】なし	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし	特になし	093017
青果市場施設使用料	青果市場施設使用料を市場施設使用者から徴収する。		【使用料】卸売業者市場使用料 その月の卸売金額の1,000分の2.5 会議室(1時間につき) 1,080円 卸売場(1㎡・1月につき) 120円 業者事務所(1㎡・1月につき) 507円 倉庫(1㎡・1月につき) 204円 冷蔵庫一式(1月につき) 90,720円 売店(1㎡・1月につき) 388円 【減免】公用又は公共の用に供するため使用するとき。緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。災害によって使用施設を使用できないとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの施設であるため。今後、再整備に向けて、市場のあり方を検討していく。	使用料の見直しに当たっては、市場関係者の合意が必要となるが、現在、老朽化した施設の中で業務を遂行しており、再整備の際の協議には前向きな協力が得られると思われる。	特になし	093019
市営漁港施設使用料	市が管理する漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設を利用する者から使用料を徴収する。		【使用料】岸壁(水産物50kgにつき) 2円 (一般貨物1tにつき) 50円 停係泊料(1艘1日につき) 漁船(20t以下) 60円 (20t以上) 80円 (上記以外) 120円 【減免】市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの事務であり、使用料金は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし	093021
漁港施設占用料	市が管理する漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設を占用する者から占用料を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	類似団体と比較しても同水準のため。	現行どおりなので、混乱はない。	特になし	093022
漁具倉庫使用料	小田原漁港漁具倉庫を適正に管理するため、利用者から使用料を徴収する。		【使用料】(1㎡・1月) 190円、詰所の場合 240円 【減免】市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの事務であり、使用料金は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし	093023
水産市場施設使用料	水産市場施設を使用する者から使用料を徴収する。		【使用料】卸売業者市場使用料 その月の卸売金額に1,000分の3以内で規則で定める率を乗じて得た額に消費税等相当額を加算して得た額 卸売業者売場(1㎡・1月につき) 216円 事務室等(1㎡・1月につき) 432円 倉庫(1㎡・1月につき) 226円 容器棚(1㎡・1月につき) 57円 食堂(1㎡・1月につき) 432円 売店(1㎡・1月につき) 432円 会議室(1時間につき) 1,080円 立体駐車場(1台・1月につき) 4,193円 【減免】市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの事務であり、使用料金は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし	093024
農地等証明手数料 (農地台帳閲覧・記録事項要約書)	農地台帳閲覧・記録事項要約書交付及び手数料徴収	農地台帳閲覧・記録事項要約書交付及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 200円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となるため、現行どおりとする。	農地台帳閲覧・記録事項要約書交付及び手数料徴収事務の実施等について、法令に基づく事務であるため。	特になし	特になし	094020

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
農用地等証明手数料 (農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願)	農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明の発行及び手数料の徴収	農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明の発行及び手数料の徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし	094021
農用地等証明手数料 (農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明願)	農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明発行及び手数料の徴収	農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明発行及び手数料の徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし	094022
農用地等証明手数料 (引き続き農業経営を行っている旨の証明願)	引き続き農業経営を行っている旨の証明願の発行及び手数料の徴収	引き続き農業経営を行っている旨の証明願の発行及び手数料の徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) 1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であるため。また、小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。	094023
農用地等証明手数料 (生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願)	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明発行及び手数料徴収	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし	094024
農用地等証明手数料 (相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明願)	相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明発行及び手数料徴収	相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) 1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であるため。また、小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。	094025
農用地等証明手数料 (転用事実確認証明)	転用事実確認証明発行及び手数料徴収	転用事実確認証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	類似団体と同水準の手数料のため。	特になし	特になし	094026
農用地等証明手数料 (耕作証明)	耕作証明発行及び手数料徴収	耕作証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	現行どおりとする。	法令に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、両市とも同額のため現行どおりとする。	特になし	特になし	094027
農用地等証明手数料 (農地転用届出等受理済証明)	農地転用届出等受理済証明(許可済含む)発行及び手数料徴収	農地転用届出等受理済証明(許可済含む)発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) 1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。	094028
農用地等証明手数料 (非農地証明願)	非農地証明発行及び手数料徴収	非農地証明発行及び手数料徴収	【手数料】(1件につき) 300円(2筆まで) 1筆増すごとに100円加算 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 300円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	法令等(運用指針)に基づく事務であり、実施する必要があるため。また、小田原市の単価を適用することにより、増収を図るため。	南足柄市域について手数料が増額する。	南足柄市域について、住民負担が増加する。	094029
サンサンヒルズ小田原使用料	サンサンヒルズ小田原を一般供用で使用する場合に使用料を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	競輪供用に支障のない範囲内で、青少年の育成・社会教育の振興等を行う団体が有効利用しているため、使用料金については現行のとおりとする。	事務事業を円滑に行うことができる。	特になし	095003
屋外広告物許可申請手数料	小田原市屋外広告物条例の規定に基づき広告物の表示又は掲出をしようとする者の許可申請に係る審査手数料について、小田原市手数料条例の規定に基づき徴収する。	神奈川県屋外広告物条例の規定に基づき広告物の表示又は掲出をしようとする者の許可申請に係る審査手数料について、南足柄市手数料条例の規定に基づき徴収する。	【手数料】 広告幕(1張りにつき) 200円 広告旗又は立看板等(1基につき) 100円  電柱、街灯柱若しくは標識柱に表示する物又ははり札等(1枚につき) 50円 はり紙(100枚につき) 500円 道路上に設置するアーチ(1基につき) 9,000円 アドバルーン(1基につき) 1,500円  電車又は自動車の外面を利用する広告物(1台につき) 500円 上記以外の広告物又は掲出物件(1基・5㎡につき) 2,400円  【減免】 市長が特に必要と認める場合	【手数料】 広告幕(1張りにつき) 200円 のぼり旗(1本につき) 100円 立看板(紙張、布張、木製、金属製)(1基につき) 100円 はり札、電柱(街灯柱)巻付け及び添か看板、標識柱を利用するもの(1枚につき) 50円 はり紙、ポスター(100枚につき) 500円 アーチ(1基につき) 9,000円(照明あり) 6,000円(照明なし) アドバルーン(1個につき) 1,500円(照明あり) 1,000円(照明なし) 電車又は自動車の外面を利用するもの(1台につき) 500円 上記以外の広告物又は掲出物件(1基・5㎡につき) 2,400円(照明あり) 1,500円(照明なし)  【減免】 市長が特に必要と認める場合	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該事務については、小田原市は独自条例、南足柄市は県条例で運用しており、合併時までには合併後の市の独自条例を制定する必要がある。手数料については、概ね両市の単価に違いが少ないため、年間許可件数の多い小田原市の単価を適用することで、事務量の軽減を図る。	許可件数の多い小田原市の単価を適用することで、混乱が少なく、手数料収入が増額する。	申請のうち最も割合の多い「照明のない屋外広告物」について、1基5㎡につき、小田原市は2,400円、南足柄市は1,500円であり、南足柄市の単価が低いため、南足柄市域については一定の負担感が生じる。変更対象の事業者や申請者に対し、予め新たな単価について周知をしようとして、許可申請は概ね3年ごとであり、合併後最初の継続更新の際、新たな単価へ切り替えることとし、併せて個別に説明をする。	101017



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
都市計画に関する諸証明等手数料	都市計画に関する証明書並びに都市計画図の写しの発行に関する事務及びその発行手数料の収納を行う。	都市計画に関する証明書の発行に関する事務及びその発行手数料の収納を行う。(都市計画図の写しの発行業務は未対応)	【手数料】 都市計画に関する証明手数料(納税猶予の特例適用の農地該当証明書を含む)(1件につき) 300円(2筆まで) 1筆増すごとに100円加算  都市計画図の写し発行手数料(1部につき) 200円 (平成29年4月1日から300円)  【減免】 公用の場合	【手数料】 都市計画に関する証明手数料(納税猶予の特例適用の農地該当証明書を含む)(1件につき) 300円(筆数に関係なく)  【減免】 公用の場合	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該事務については、小田原市は独自条例、南足柄市も独自条例で運用しており、合併時までに合併後の市の独自条例を制定する必要がある。手数料については、概ね両市の単価に違いが少ないため、年間許可件数の多い小田原市の単価を適用することで、事務量の軽減を図る。	都市計画図の写し発行手数料を徴収することにより、歳入増が見込まれる。	新規に南足柄市都市計画図の写し発行手数料を徴収することにより、市民負担が増す。小田原市及び南足柄市における都市計画の情報については、ホームページにより公開していることから、広く住民に周知することで対応できる。	101018
市営ヴェルミ立体駐車場使用料		市営ヴェルミ立体駐車場使用料の徴収		【使用料】 5時間まで(30分につき) 100円 5時間を超えたとき24時間まで 1,000円 定期駐車(一般、1台・1月) 7,000円 定期駐車(大口) 32,500円(5台・1月につき) 60,000円(10台・1月につき) 150,000円(30台・1月につき) 170,500円(50台・1月につき) 【減免】 次のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、免除 ・市が所有する自動車 ・道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車 ・国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うために使用する自動車 ・その他市長が特に必要と認める自動車	現行どおりとする。	地域性を考慮し、現行のとおりとする。	料金見直しに伴う事務が発生しない。	特になし	101034
各種証明書交付手数料	概要書原本証明書や記載事項証明書を交付する際に、手数料を徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】(1部につき) 300円 【減免】 国又は地方公共団体が必要とするもの、若しくは市長が特に必要と認めるもの	(参考)【手数料】(1部につき) 400円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の類似団体においても同額の手数料を徴収しているため。	南足柄市域の対象者の負担が減る。	手数料収入が減少する。	102009
確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料	確認申請時(計画変更を含む)や、中間検査、完了検査申請時に、申請手数料を徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】 計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	(参考)【手数料】別添資料参照 【減免】 計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	102010
許可及び認定並びに道路位置指定申請等の際の申請に係る手数料	各種許可申請や認定申請並びに道路位置指定申請等の際に、申請手数料を徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】 申請者が小田原市長の場合	(参考)【手数料】別添資料参照 【減免】 申請者が神奈川県知事の場合	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	102011
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	長期優良住宅建築等計画(計画の変更を含む)認定申請時に、認定申請手数料を徴収する。 また、認定申請に併せて確認申請書類の提出があった場合、確認申請手数料も徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	(参考)【手数料】別添資料参照 【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	102012
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	低炭素建築物新築等計画(計画の変更を含む)認定申請時に、認定申請手数料を徴収する。 また、認定申請に併せて確認申請書類の提出があった場合、確認申請手数料も徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	(参考)【手数料】別添資料参照 【減免】 確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	102013
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく認定申請と併せて確認申請の提出があった場合、確認申請手数料を徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照(「確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料」と同様) 【減免】 計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	(参考)【手数料】別添資料参照(「確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料」と同様) 【減免】 計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市でこれまで実施してきており、類似団体においても同様の取扱いとしているため。	特になし	特になし	102014
マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る手数料	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可申請時に、審査手数料を徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】(1件につき) 160,000円 【減免】なし	(参考)【手数料】(1件につき) 160,000円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	102015
都市計画法に基づく事務に係る手数料	開発許可・建築許可等の申請に係る申請手数料、開発登録簿の写しの交付に係る手数料	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	(参考)【手数料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内統一金額のため。	特になし	特になし	102017

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
租税特別措置法に基づく事務に係る手数料	優良な宅地の供給を目的に開発許可を要しない場合に、租税特別措置法に基づき優良宅地造成の認定を受けることにより土地の譲渡について税制上の優遇措置を受けられる。(優良宅地造成認定申請手数料)	優良な宅地の供給を目的に開発許可を要しない場合に、租税特別措置法に基づき優良宅地造成の認定を受けることにより土地の譲渡について税制上の優遇措置を受けられる。(優良宅地造成認定申請手数料) 一部のみ実施	【手数料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要と認める場合	【手数料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要と認めるもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内統一金額のため。	特になし	特になし	102018
宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料	宅地造成工事許可申請に係る申請手数料		【手数料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		小田原市の事務処理方式を適用する。	法定受託事務であり、県内統一料金のため。	特になし	特になし	102019
証明手数料	開発工事の完了公告の証明書交付手数料		【手数料】(1件につき) 開発工事の完了公告の証明書交付手数料 300円 【減免】 ・法令の規定により取り扱うもの ・国又は地方公共団体が必要とするもの ・市長が特に必要と認めるもの		小田原市の事務処理方式を適用する。	法定受託事務であるため。	特になし	特になし	102020
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画(計画の変更を含む)及び建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請時に、認定申請手数料を徴収する。また、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて確認申請書類の提出があった場合、確認申請手数料も徴収する。	神奈川県で実施	【手数料】別添資料参照 【減免】確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が小田原市長のもの	(参考)【手数料】別添資料参照 【減免】確認申請手数料の場合で、計画通知のうち、申請者が神奈川県知事のもの	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内の特定行政庁において、手数料額を統一しているため。	特になし	特になし	102028
道路橋りょう手数料	申請に基づき、道路台帳で管理する市道の認定区域(区域証明)及び道路幅員(幅員証明)について証明を行い、手数料を徴収する。主に陸運局で運送事業免許を受ける際と建築行為等の際に必要となる。	申請に基づき、道路台帳で管理する道路幅員(幅員証明)について証明を行い、手数料を徴収する。建築行為等の際に必要となる。	【手数料】(1部につき) 道路台帳図 200円 道路幅員証明(運送業申請用) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1部につき) 道路台帳図 無料(ホームページより自由閲覧) 道路幅員証明 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。  【手数料】(1部につき) 道路台帳図 300円 道路幅員証明(運送業申請用) 300円 小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降、道路台帳図の手数料が300円となる。	処理件数の多い小田原市の方を適用する。合併時は各管理システムごとにデータ管理、出力により発行し、その後システム統合を図り、発行する。	道路台帳図の南足柄市域分の収入増が見込まれる。既存データによる発行のため、合併時の発行業務に支障をきたさない。	両市で管理する図面データが異なるため、統合までの間、2つのシステムを管理することになる。	111005
小田原駅前広場・大雄山駅前広場の占用・掘削・乗入れの許認可事務に関する占用料及び使用料	小田原市駅前広場(小田原駅東口広場及び西口広場、早川駅前広場、鶴宮駅南口広場及び北口広場、国府津駅前広場)の占用、掘削、乗入れ等の許認可事務を行い占用料及び使用料等を徴収する。	南足柄市大雄山駅前交通広場の占用、掘削、乗入れ等の許認可事務を行い占用料及び使用料等を徴収する。	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	占用料は、神奈川県単価を準用した単価に再編する。 使用料及び路面掘削事務費は、小田原市の単価を適用する。	両市及び他市の料金比較を行い、占用料は、道路占用料徴収条例を準用しているため、神奈川県単価を準用した単価に再編する。 路面掘削事務費は、南足柄市に設定がないため、小田原市の単価を適用する。	統一条件により料金設定がされるため、公平性の確保が図られる。	占用料については、全体の歳入割合から見ると小田原市分の割合が大きいため、小田原市分の単価が下がることにより、歳入が縮小される。神奈川県単価を準用する項目以外の料金の見直しを行うとともに、広報や説明会等により、駅前広場使用者に周知を行う。	111006
道路、河川、水路の占用料	市の管理する道路(認定及び認定外)、河川、水路の占用掘削許可を受けた者から、占用料及び掘削事務費を徴収する。	市の管理する道路(認定及び認定外)、河川、水路の占用掘削許可を受けた者から、占用料及び掘削事務費を徴収する。	【占用料】 道路及び付属物 道路占用料徴収条例に基づく(別添資料参照) 水面土揚敷 通路42円/1㎡・1月 通路以外は道路占用料徴収条例に基づく 路面掘削事務 路面復旧費の6% 【減免】別添資料参照	【占用料】 道路及び付属物 道路占用料徴収条例に基づく(別添資料参照) 水面土揚敷 道路占用料徴収条例に基づく(別添資料参照) 【減免】別添資料参照	占用料は、神奈川県単価(別添資料参照)を準用した単価に再編する。 路面掘削事務は、小田原市の単価を適用する。	両市及び他市の料金比較を行い、神奈川県単価を準用した単価に再編する。路面掘削事務費は、南足柄市には設定がないため、小田原市の単価を適用する。 占用料の単価は、国の基準に基づくよう通達があり、国単価の改正に応じて順次県は単価を改正しており、市も単価改正が必要とされている。	統一な料金設定がされるため、公平性の確保が図られる。	全体の歳入割合から見ると小田原市分の割合が大きいため、小田原市分の単価が下がることにより、歳入が縮小される。神奈川県単価を準用する項目以外の料金の見直しを行うとともに、広報等による市民周知を行う。	111008
土木管理手数料	申請に基づき、小田原市土地境界確定取扱要項により作成した境界確定図について、境界確定図の発行や土地境界証明を行い、手数料を徴収する。	申請に基づき、境界確定事業により作成された境界確定図について、境界確定図の発行や土地境界証明を行い、手数料を徴収する。	【手数料】(1部につき) 境界確定図写 200円  土地境界証明 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1枚につき) 境界確定図写 300円(A3まで) 600円(A2まで)  土地境界証明(1件につき) 600円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。  【手数料】(1部につき) 境界確定図写 300円 土地境界証明 300円 小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降、境界確定図写の手数料が300円となる。	処理件数の多い小田原市の方を適用する。合併時に、小田原市の管理システムにデータ統合を図り、発行する。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。統一データによる管理が可能となる。	両市で管理する図面データが異なるため、データ統合に新たに費用を要する。	111009

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
地籍調査事業に関する手数料		昭和45年から平成10年に現地調査を実施した地籍調査事業資料の発行業務		【手数料】 地籍図証明(A4・1枚につき) 300円 地積面積証明(1件につき) 300円 19条5項面積証明(1件につき) 300円 筆界点成果簿(座標値)、図根点成果簿、その他(A4・1枚につき) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	現行どおりとする。	同様の手数料である境界確定図写及び公共基準点証明の単価と同水準であるため。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。	南足柄市の管理システムを使用するための費用が必要となる。	111010
公共基準点証明に関する手数料	申請に基づき、公共基準点の成果等を発行し、手数料を徴収する。	申請に基づき、公共基準点及び任意基準点の成果等を発行し、手数料を徴収する。	【手数料】(1部につき) 200円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1部につき) 300円(A3まで) 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	小田原市の事務処理方式を適用する。小田原市の手数料条例の改正により、平成29年度以降両市とも同額の手数料となる。	両市とも同額となるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。合併時に、小田原市の管理システムにデータ統合を図り、発行する。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。統一データによる管理が可能となる。	両市で管理する基準点データが異なるため、データ統合に新たに費用を要する。	111011
法定外公共物所管確認証明手数料	国有地について、市が譲与を受けた国有地でないことの証明書を発行し、手数料を徴収する。	国有地について、市が譲与を受けた国有地でないことの証明書を発行し、手数料を徴収する。	【手数料】(1部につき) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合は免除	【手数料】(1部につき) 300円 【減免】 官公庁等による公用申請の場合	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも同額であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。合併時に、小田原市の管理システムにデータ統合を図り、発行する。	現行の事務を行うため、事務処理が円滑に移行できる。統一データによる管理が可能となる。	両市で管理する図面データが異なるため、データ統合に新たに費用を要する。	111012
電線類地中化事業建設負担金	電線共同溝の整備に関する特別措置法により、電線共同溝の占用予定者が電線共同溝の建設に要する費用の一部を負担するもの。		【負担金】505円/条数・m 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 505円/条数・m 【減免】なし	法令に基づく事務処理方式のため、前年度工事の出来形延長に単価をかけて建設負担金の計算を行う。	小田原市の事務処理方式に合わせることで、混乱が少ない。	対象路線が複数になる場合の整理が必要となるため、路線ごとの負担金計算と、全体額の整理を行う。	112003
上府中公園、フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、辻村植物公園施設使用料	上府中公園、フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の有料施設の使用料		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	利用者負担の観点から、施設の水準・建築年などにより、現行どおりとする。	料金見直しに伴う事務が発生しない。利用者の負担増が発生しない。	特になし	113005
都市公園占用料	都市公園の占用許可による使用料	都市公園の占用許可による使用料	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市としての一体性を保つため、一律の基準とし、占用物件が多い小田原市の基準に統一する。	新市全体が統一した基準となる。南足柄市分の値上げに伴い、増収となる。	南足柄市域分の占用者の負担が増加するため、激変緩和の経過措置を実施する。	113006
都市公園(行為)使用料	都市公園の行為許可による使用料	都市公園の行為許可による使用料	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市としての一体性を保つため、一律の基準とし、行為許可件数の多い小田原市の基準に統一する。	新市全体が統一した基準となる。南足柄市分の値上げに伴い、増収となる。	南足柄市域分の行為を行う者の負担が増加するため、周知等を図る。	113007
久野霊園使用料	久野霊園の墳墓の使用料		【使用料】 墳墓4㎡(1区画) 525,000円 墳墓6㎡(1区画) 787,000円 一時使用(1日・1㎡) 10円 【減免】なし		現行どおりとする。	利用者負担により設定した単価であるため。	料金見直しに伴う事務が発生しない。	特になし	113008
久野霊園管理手数料	久野霊園の墳墓の管理料		【手数料】(1年につき) 墳墓区画4㎡ 5,000円 墳墓区画6㎡ 7,500円 【減免】 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき (2)管理料を納付する資力がないと市長が認めるとき (3)その他、市長が特別の理由があると認めるとき		現行どおりとする。	利用者負担により設定した単価であるため。	現行どおりのため、使用者の負担増とならない。	特になし	113009

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
関本公園テニスコート使用料		関本公園テニスコート施設使用料の徴収		【使用料】440円(1面・1時間) 【減免】 ・市が主催する行事を行うために利用するとき。免除 ・市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が体育行事等を行うために利用するとき。免除 ・足柄上・南中学校体育連盟又は東西ブロック中学校体育連盟が主催して体育行事等を行うために利用するとき。50%減額 ・国又は県が主催する行事を行うために利用するとき。50%減額 ・社会教育団体が主催して体育行事等を行うために利用するとき。50%減額 ・その他市長が特に必要と認めるとき。50%減額又は免除	現行どおりとする。	施設の規模・老朽化に差異があるため、現行どおりとする。	料金見直しに伴う事務が発生しない。利用者の負担増が発生しない。	特になし	113010
市営住宅駐車場使用料	市営住宅入居者のための駐車場を住宅敷地内において運営管理し、利用者に対しては駐車場使用料を賦課して、請求する。	市営住宅入居者のための駐車場を住宅敷地内において運営管理し、利用者に対しては駐車場使用料を賦課して、請求する。	【使用料】(1月につき) 蓮正寺住宅蔵田住宅共同駐車場 5,500円 かすみのせ住宅駐車場 5,500円 蔵田住宅東駐車場 5,500円 螢田住宅駐車場 5,500円 浜住宅駐車場 7,000円 早川住宅駐車場 5,500円 【減免】 ・収入が著しく低額の場合 ・入居者が病気がかかっている場合 ・入居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合	【使用料】(1月につき) 向田住宅駐車場 4,000円 久根下住宅駐車場 5,000円 怒田住宅駐車場 4,000円 【減免】なし	使用料は、現行どおりとするが、減免要件は、小田原市の事務処理方式を適用する。	使用料は、両市とも近傍単価を適用しているため、現行どおりとする。減免要件は、使用者の多い小田原市の規定を適用する。	現行の使用料のため、使用者の負担は変わらない。減免要件を設けることで、一時的に収入が減少した使用者も使用が可能となり、滞納額の抑制となる。	減免要件を設けることにより、他の利用者との公平性が失われるが、要件について使用者に周知することにより、公平性を確保する。	114005
市営住宅使用料	市営住宅入居者に対して家賃として、住宅使用料を賦課して、請求する。	市営住宅入居者に対して家賃として、住宅使用料を賦課して、請求する。	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・収入が著しく低額の場合 ・入居者が病気がかかっている場合 ・入居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・入居者又は同居者の収入が著しく低額の場合 ・入居者又は同居者が病気がかかっている場合 ・入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合	現行どおりとする。	公営住宅法施行令により算定方法が定められており、減免要件は両市で差異がないため。	特になし	特になし	114006
市営住宅占用料	火災等のり災者から一時的な市営住宅の使用についての要望があった場合に、内容を審査の上、適当と認められる場合に許可し、使用料を賦課し徴収する。		【使用料】別添資料(小田原市営住宅収入分位別家賃一覧)参照 【減免】 ・収入が著しく低額の場合 ・入居者が病気がかかっている場合 ・入居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合		小田原市の方式により、両市現行の使用料及び減免基準を適用する。 【使用料】別添資料参照	新市においても、り災者の一時的居住地として短期間その用に供することとするため、両市現行の単価を適用する。	特になし	特になし	114007
下水道事業受益者負担金	公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部を事業により利益を受ける者に負担させるため、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、その負担金を賦課・徴収する。	公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部を事業により利益を受ける者に負担させるため、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、その負担金を賦課・徴収する。	【負担金】280円(1㎡当たり) 【減免】別添資料参照 【割引(報奨金)】 3年分一括:負担金全額の8% 2年分一括:当該2年度分の負担金の6% 1年分一括:当該1年度分の負担金の2%	【負担金】(1㎡当たり) 第1負担区:223円 第2負担区:260円 第3・4・5負担区:265円 【減免】別添資料参照 【割引(報奨金)】なし	小田原市の事務処理方式を適用するが、負担金単価については、現行の単価を適用する。 【負担金】(1㎡当たり) 第1負担区:223円 第2負担区:260円 第3・4・5負担区:265円 第6負担区(小田原市域):280円 【減免】別添資料参照(小田原市) 【割引(報奨金)】 3年分一括:負担金全額の8% 2年分一括:当該2年度分の負担金の6% 1年分一括:当該1年度分の負担金の2%	受益者が多いと想定される小田原市の事務処理方式を適用する。また、報奨制度については、一括納付等を促進する効果があるため、全市域に適用するとともに、負担金単価については、各市の地域性を踏まえ現行単価とする。	現行単価を用いるため、事務量の増加が抑えられるとともに、受益者に対する混乱が生じない。また、報奨制度を全市域に拡大するため、一括納付等の促進が図られることにより歳入増が見込まれるとともに、年度毎の収納等の事務が軽減される。	報奨制度適用に伴う歳出増が見込まれる。	121008

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
下水道使用料	下水道使用料の徴収を行う。	下水道使用料の徴収を行う。	<p>【負担金】(2か月当たり) 基本料金(16㎡まで):1,811円 17~20㎡:41円 21~40㎡:141円 41~60㎡:168円 61~100㎡:203円 101~200㎡:229円 201~2,000㎡:237円 2,001~10,000㎡:244円 10,001㎡~:247円</p> <p>【減免】 ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者、市長が特別の理由があると認めるとき 免除 ・市長が特別の理由があると認めるとき(漏水等) 減免</p>	<p>【負担金】(2か月当たり) 基本料金(16㎡まで):1,348円 17~20㎡:27円 21~40㎡:89円 41~60㎡:109円 61~100㎡:115円 101~200㎡:128円 201~1,000㎡:141円 1,001~2,000㎡:154円 2,001~10,000㎡:161円 10,001㎡~:165円</p> <p>【減免】 ・身体障害者福祉法による身体障害者、児童福祉法による知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による1級障害者と認められるものに対して基本料金を減免する。 ・市長が特別の理由があると認めるとき(漏水等) 減免 ・免除はなし</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、下水道使用料については、当分の間それぞれ現行の使用料とする。	合併後3年を目途に、合併後の新市の経営状況を精査し、中長期的な視点に立った経営戦略を見直したうえで、下水道運営審議会に諮り、新市における適正な下水道使用料を設定する。	合併時には、混乱なく実施できる。また、合併後(3年を目途)は、新市における適正な下水道使用料が設定でき、市民理解も得られやすい。	両市域間の使用料格差があることから、小田原市域の利用者から不満が発生する。将来的な使用料設定の考え方を周知し、理解を得ていく。	121009
排水設備工事指定工事店指定手数料	小田原市下水道条例及び小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則に基づき、下水道排水設備工事店の指定を行い、その指定に係る手数料を徴収する。	南足柄市下水道条例及び南足柄市下水道排水設備工事に係る指定工事店及び責任技術者に関する規則に基づき、下水道排水設備工事店の指定を行い、その指定に係る手数料を徴収する。	<p>【手数料】(1件につき) 指定工事店新規指定手数料 10,000円 指定工事店更新指定手数料 5,000円 指定工事店証再交付手数料 1,500円</p> <p>【減免】なし</p>	<p>【手数料】(1件につき) 指定工事店新規指定手数料 10,000円 指定工事店更新指定手数料 5,000円 指定工事店証再交付手数料 2,500円</p> <p>【減免】なし</p>	小田原市の事務処理方式を適用するが、指定工事店証再交付手数料のみ、南足柄市の単価を適用、新たな実施水準に再編する。	手数料基準の一部に差異があるが、その他の基準は両市同一であることから、その手数料額を類似団体事例を参考に南足柄市に合わせる。また、その他の手数料額は、類似団体事例と比較し、妥当な金額である。	これまで両市に登録していた指定店は1回の指定申請で足りるため、事務の軽減が図られる。	小田原市域の指定店では、指定工事店証再交付手数料が上がるため、事前周知を徹底する。再交付の実績はあまりないことから、影響は少ないものと予想される。	121010
排水設備工事責任技術者登録手数料	小田原市下水道条例及び小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則に基づき、下水道排水設備工事責任技術者の登録を行い、その登録に係る手数料を徴収する。	南足柄市下水道条例及び南足柄市下水道排水設備工事に係る指定工事店及び責任技術者に関する規則に基づき、下水道排水設備工事責任技術者の登録を行い、その登録に係る手数料を徴収する。	<p>【手数料】(1件につき) 責任技術者新規登録手数料 1,500円 責任技術者更新登録手数料 1,500円 責任技術者資格証明書再交付手数料 1,500円</p> <p>【減免】なし</p>	<p>【手数料】(1件につき) 責任技術者新規登録手数料 3,000円 責任技術者更新登録手数料 2,000円 責任技術者証再交付手数料 2,000円</p> <p>【減免】なし</p>	小田原市の事務処理方式を適用するが、手数料は南足柄市の単価を適用する。	事務処理方式は両市ほぼ同一内容である。手数料は類似団体事例を参考に、南足柄市の単価とする。	歳入増が見込まれる。ただし、合併後はこれまで両市に登録していた者は1回の登録で足りるため、大幅な歳入増は見込めない。	小田原市域の登録者は負担増となるため、事前周知等を徹底する。	121011
水道料金	小田原市水道給水条例に基づき、水道料金を算出・請求する。	南足柄市給水条例に基づく、水道水の使用量に応じた料金の請求	<p>【料金】別添資料参照 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき。</p>	<p>【料金】別添資料参照 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき。 「企業の立地の促進等に関する条例」の奨励措置を受ける企業に対する軽減措置。</p>	合併後3年までに料金改定を行い新たな料金とするが、暫定的に両市の現行の料金を据え置く。	新市における施設整備計画等を策定し、審議会による料金水準や体系等の審議を経て、合併後3年までに料金改定を行い新たな料金とする。合併時の料金については、小田原市の現行料金を適用する案と比較をした上で、新市における各種計画が未確定であることなどから、暫定的に現行料金のまま据え置くこととする。 ただし、合併前に施設整備計画等の策定に向けた準備を進め、合併後のできるだけ早い時期に改定を行う。	据置期間は、両市の市民にとって、従前のまま負担が変わらない。	据置期間は、同じ市民であるのに料金が違うことによる不公平感が生じる。合併時に新市の水道料金を示せない。 合併時に両市の現行料金を据え置くことにより、新料金の水準によっては、南足柄市は大幅な値上げとなる可能性がある。 新市として行う施設の更新や維持管理、サービス等の水準によっては、収入が不足する可能性がある。 南足柄市の料金を据え置くことに加え、平成33年度までに予定していた両市の料金見直しの検討が先送りされるため、それぞれの施設整備計画の進捗が大幅に遅れる可能性がある。 【対応策】 暫定的な措置であり、合併後のできるだけ早い時期に料金改定を行うことを使用者に周知する。 両市の現行料金を据え置いたことにより、値上げ幅が大きくなっていることを使用者に説明する。新料金の改定手続きの中で対応策を検討していく。 当面は施設の更新や維持管理、サービス等の水準を現行のまま据え置くことも検討する。	131009
水道料金等納付証明書発行手数料	小田原市水道給水条例に基づき、水道料金及び下水道使用料の納付証明書発行手数料を算出・請求する。	南足柄市給水条例に基づく、納付証明書の発行。	<p>【手数料】(1件につき) 300円 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき</p>	<p>【手数料】(1件につき) 300円 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき</p>	現行どおりとする。	両市とも同額であり、現行のままでサービス水準は維持できるため。	事務処理上の混乱が生じず、市民からの申請に迅速に対応できる。	特になし	131010

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
指定給水装置工事事業者手数料	指定給水装置工事事業者を指定し、所定の手数料を徴収する。	指定給水装置工事事業者を指定し、所定の手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 指定給水装置工事事業者指定手数料 10,000円 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 2,500円 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 指定給水装置工事事業者新規登録手数料 10,000円 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 2,500円 【減免】なし	現行どおりとする。	両市の手数料に差異がないため。	手数料に変更が生じないため、指定給水装置工事事業者の理解が得やすく、円滑に業務を進めることができる。	特になし	131011
水道利用加入金	水道利用加入金を徴収する。	水道利用加入金を徴収する。	【料金】新設(市内在住3年以上) 20mm以下: 120,000円(70,000円) 25mm:180,000円 40mm:900,000円 50mm:1,300,000円 75mm:3,300,000円 100mm:5,500,000円 150mm:11,000,000円 200mm以上:16,000,000円 改造の場合は、差額 【減免】別添資料参照	【料金】新設(3年居住者) 13mm:75,000円(40,000円) 20mm:105,000円(60,000円) 25mm:150,000円(80,000円) 40mm:700,000円 50mm:1,050,000円 75mm:2,625,000円 100mm:4,375,000円 150mm:5,906,250円 200mm:10,500,000円 250mm:16,406,250円 300mm以上:23,625,000円 改造の場合は、差額 【減免】別添資料参照	小田原市水道給水条例に規定する水道利用加入金を適用する。 【料金】 新設(市内在住3年以上) 20mm以下: 120,000円 (70,000円) 25mm: 180,000円 40mm: 900,000円 50mm: 1,300,000円 75mm: 3,300,000円 100mm: 5,500,000円 150mm: 11,000,000円 200mm以上: 16,000,000円 改造の場合は、差額 【減免】別添資料参照	水道利用加入金は、水道施設の建設費用の一部を負担していただくものであり、算定根拠に基づき徴収しているため、当面は申込み件数の多い小田原市の水準を適用する。	水道利用加入金が増収となる。	南足柄市給水区域のお客様は、水道利用加入金が値上げとなる。水道利用加入金が増収となることについて、給水装置工事申込者に十分周知を図り理解を求めます。	131012
設計審査手数料	給水装置工事の内容に応じて、設計審査手数料を徴収する。	設計審査手数料を徴収する。	【手数料】(1件につき) 新設工事 19,000円 改造工事 19,000円 増設工事 12,000円 簡易増設工事 2,000円 分譲管工事 31,000円(口径40mm以下) 39,000円(口径50mm) 49,000円(口径75mm以上) 新設工事に係る手数料を含む 貯水槽工事 12,000円~71,000円 詳細は、別添資料参照 各手数料に掘削占用申請に係る経費を含む 【減免】なし	【手数料】(1件につき) 審査手数料 1,000円 検査手数料 1,000円 県道占用申請手数料 1,000円 市給水条例第39条第2項の確認手数料 2,500円 【減免】なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	現行の事務処理に係る人件費や経費を積上げ、設計審査手数料を算出している小田原市の単価を適用する。	設計審査手数料が増収となる。また、給水装置工事の施工状況を確認する業務を継続することにより、不良施工や未承認施工等の不正行為を防止することができる。	南足柄市域の給水区域は値上げとなるため、給水装置工事申込者に十分周知を図り理解を求めます。	131021
消防演習立会い手数料		消防演習立会い手数料を徴収する。		【手数料】(1回につき) 500円 【減免】なし	廃止	消防演習による消火栓の使用は認めないことから、消防演習立会い手数料の制度を廃止する。	特になし	特になし	131022
市立幼稚園保育料・入園料	市立幼稚園は6園(酒匂・東富水・前羽・下中・矢作・報徳)あり、4歳・5歳の2年保育を実施している。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、平成28年度からは、各世帯の所得に応じた負担額を徴収している。	公立幼稚園の利用者負担金	【入園料】なし 【保育料】別添資料参照	【入園料】4,000円 【保育料】別添資料参照	入園料は廃止し、保育料については、市単独での所得区分は設けず、国が示している各世帯の市町村民税の所得割額により5段階に分けて徴収する。 【保育料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	子ども子育て支援新制度に基づき国が示している徴収方式に合わせる。	国基準に合わせることであり、基準改正にも対応しやすい。小田原市保育課で使用しているシステムでの対応も比較的容易にできる。	南足柄市の保護者にとっては、保育料が高くなる。子ども子育て支援新制度の周知を図り理解を求めます。	141031
酒匂幼稚園・下中幼稚園延長保育料	公立幼稚園6園のうち、酒匂幼稚園、下中幼稚園の2園において4・5歳児を対象に実施している延長保育料を収納する。(14時~17時、夏季休業中は延長保育もなし)		【料金】1回200円 他におやつ代1,000円(月額)、教材費1,000円(開始時のみ)を徴収。 【減免】 生活保護法による被保護世帯 0円		現行どおりとする。	延長保育は、小田原市私立幼稚園協会と調整しながら実施園を決めてきた経緯があるため、新市においても引き続き実施する。	従前どおりのため、各幼稚園及び保護者の負担がない。	特になし	141033